

第四百七十七回 参議院国土・環境委員会會議録第十六号

平成十二年五月十六日(火曜日)
午前十時開会

委員の異動

五月十二日

辞任

久野 恒一君

松岡 清男君

五月十五日

辞任

青木 幹雄君

北澤 俊美君

補欠選任

青木 幹雄君

奥村 展三君

補欠選任

青木 幹雄君

本田 良一君

出席者は左のとおり。

委員長

理事

石渡 清元君

市川 一朗君

岡崎 トミ子君

高野 博郎君

緒方 靖夫君

委員

上野 公成君

太田 豊秋君

齊藤 滋宣君

末広 まさ子君

月原 茂晴君

山下 善彦君

脇 雅史君

佐藤 雄平君

福山 哲郎君

本田 良一君

森本 晃司君

岩佐 恵美君

大淵 絹子君

国務大臣

建設大臣

国土庁長官

政務次官

建設政務次官

国土政務次官

事務局長

常任委員会専門員

島袋 宗康君

中山 正暉君

加藤 卓二君

増田 敏男君

杉谷 洗大君

本日の会議に付した案件

○地方自治法第五十六條第四項の規定に基づき、地方整備局の設置に關し承認を求めんるの件

(内閣提出、衆議院送付)

○大深度地下の公共的使用に關する特別措置法案

(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(石渡清元君) ただいまから国土・環境委員会を開会いたします。

委員の異動に關して御報告いたします。

去る十二日、松岡清男君及び久野恒一君が委員を辞任され、その補欠として奥村展三君及び青木幹雄君が選任されました。

また、昨日、青木幹雄君及び北澤俊美君が委員を辞任され、その補欠として齊藤滋宣君及び本田良一君が選任されました。

○委員長(石渡清元君) 地方自治法第五十六條第四項の規定に基づき、地方整備局の設置に關し承認を求めんるの件を議題といたします。

まず、政府から趣旨説明を聴取いたします。中山建設大臣。

○国務大臣(中山正暉君) ただいま議題となりました地方自治法第五十六條第四項の規定に基づ

き、地方整備局の設置に關し承認を求めんるの件につきまして、その提案理由及び要旨を御説明申し上げます。

中央省庁等改革の一環といたしまして、国土交通省の地方支分部局として、東北地方整備局、関東地方整備局、北陸地方整備局、中部地方整備局、近畿地方整備局、中国地方整備局、四国地方整備局及び九州地方整備局をそれぞれ設置する必要があると見做しております。

このため、地方自治法第五十六條第四項の規定に基づき、国会の御承認を求めようとするものであります。

何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御承認いただきますようお願い申し上げます。

○委員長(石渡清元君) 以上で趣旨説明の聴取は終わりました。

これより質疑に入ります。別に御発言もありません。

いようですから、これより直ちに討論に入ります。

御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べ願います。

○岡崎トミ子君 私は、民主党を代表して、ただいま議題となりました地方自治法第五十六條第四項の規定に基づき、地方整備局の設置に關し承認を求めんるの件について、反対の立場から討論を行います。

反対の第一の理由は、この案件で設置を予定している地方整備局が余りにも多くの、そして強い所掌事務、権限を有しており、また、地方分権、自治を進めようという動きに逆行するものだということです。

昨年提出され、審議されました中央省庁等改革関連法案を準備する過程で国土交通省という巨大官庁の創設を批判され、その権限、財源を地方整備局に大幅に移譲し、地方分権を推進するのだとしました。しかし、地方整備局は国の機関であることは変わらず、地方自治体にとっては、国の関与の度合いが強まりこそすれ減らされることはないのであります。

さらに、この地方整備局は、現在の地方建設局が行っていた都市行政や住宅行政、さらに公共事業の箇所づけ等についても行うとされており、これは地方自治体にとってみれば、あらゆる業務についてより身近な立場から監視し口出しをされる体制が形づくられることを意味します。これが地方分権に逆行すると言わずして何と云うのでありましょうか。地方分権が目指すものは、中央から地方への分権、さらには自治の確立であって、中央省庁内部の中で形ばかり地方に権限を移すことは全く意味がありません。

反対の第二の理由は、地方整備局の事務及び権限をチェックするシステムが欠如していることでもあります。

地方整備局の設置に際しては、所要の予算額を一括して地方整備局ごとに配分するとされてお

り、それゆゑ地方整備局の予算の執行が現状よりも不透明で、よりチェックしにくくなること懸念されるのであります。

国民から集めた税金の使途は、国民のチェックしやすい仕組みのもとで管理されなくてはなりません。地方整備局の予算の執行については、内閣の一員として国会に対し責任を負うべき大臣の手からも離れた遠い場所で行われることになりま

す。一方、地方議会などを通しての地域でのチェックがされるわけでもありません。

反対の第三の理由は、地方整備局の設置に当たり行政のスリム化の観点が全く欠落していること

であります。

全体の業務量を削減することなく地方整備局に

権限を移譲するだけでは、行政のスリム化につながらないのは当然です。今回、五つの港湾整備局及び八つの地方建設局が八つの地方整備局に統合されますが、統合によるスリム化のメリットは全く見えていません。整備局によっては新たに庁舎を借り上げなければならないことなども想定されており、今回想定されている整備局のあり方を通して、政府の言う地方分権、行政改革の正体が見えたというものです。

以上三点の理由から本案件に反対することを表明して、討論を終わります。

○緒方靖夫君 私、日本共産党を代表して、地方自治法第五十六条第四項の規定に基づき、地方整備局の設置に関し承認を求めるの件について、反対討論を行います。

中央省庁改革関連法は、独立行政法人制度の導入や労働省と厚生省の統合などによる国民生活部門の縮小を促進する一方、国土交通省の新設など事業官庁の肥大化、防衛、治安部門を温存強化し、首相権限、内閣機能の強化を図ろうとするものであります。国民の望む医療や介護、年金の拡充や雇用、高齢化社会対策の保障など、国民が求める国づくりに逆行し、強権性の強い国家体制を推進するものであります。

以下、反対する理由を四点申し上げます。

反対する第一の理由は、この法律の目的、理念はさきに述べたように我が党は反対しましたが、地方整備局の設置はこの法律の地方行政機関づくりだからであります。

第二の理由は、建設、運輸、国土、北海道開発庁を統合させた国土交通省が公共事業の八割を占める巨大公共事業官庁となり、対米約六百三十兆円の公共事業、幾つもの巨大海峡大橋建設に見られる大型プロジェクト中心の五全総など、従来の浪費型公共事業推進の中心となるものだからであります。公共事業の巨大権限を持つことになる国土交通省は、公共事業につながる利権構造をさらに増幅させかねないものであります。

第三の理由は、八カ所の地方整備局設置は、事実上、それぞれの地方自治体の上に立つ新たな巨大公共事業官庁とならざるを得ないからであります。

地方整備局に事業の決定や執行に関する権限が移譲され、一括して予算額が配分されます。北海道開発局の実態が示すように、前年度の実績とその多くは継続事業となっており、各地方整備局は前年実績を上回る予算の獲得が最大の目的となるでしょう。

しかも、問題は、地方整備局に権限が移ること、一方、地域でも地方整備局に対する自治体、議会が存在しないということです。こうして国も自治体も関与できず、民意の反映が現状よりも困難となり、本来の公共事業のあり方や地方自治からますます乖離する事態となります。また、公共事業にまつわる政治家の癒着構造をそのままにしての権限移譲は、腐敗や浪費を地方にばらまくだけであり、

反対する第四の理由は、中央省庁のスリム化を標榜していますが、地方整備局の幹部ポストは局長のもとに二人の副局長または次長を置きポストを確保しつつ、その一方で国民生活に直結する事務所や出張所に働く職員の削減が目標とされていることです。

今、国民が求めているのは、このような地方整備局の設置ではなく、むだや浪費をなくし、国民生活を支え国民が必要とする公共事業であり、これを保障するシステムです。地方整備局の新設はこうした国民の要望からほど遠いものであることを指摘し、反対討論を終わります。

○大淵綱子君 私は、社会民主党・護国連合を代表して、ただいま議題となりました地方自治法第五十六条第四項の規定に基づき、地方整備局の設置に関し承認を求めるの件について、反対討論を行います。

中央省庁再編に伴って建設省、運輸省、国土庁を統合する国土交通省によって、公共事業の大部分を握る巨大官庁が誕生いたします。

一方、我が国の公共事業は、本来の必要とされる社会基盤の整備から景気対策の有効手段として活用され過ぎてきたことなどにより、多くのゆがみを生じさせてまいりました。いわば公共事業主体の経済とも言えるこれまでの状況は、経済構造の転換をおくらせて、我が国経済再生にとって決して好ましいものではありません。

今求められているのは、公共事業依存型経済から脱却し、効果的、効率的で真に必要とされる公共事業を住民参加のもとに、透明性のある手続のもとに計画を立て、実施していくシステムだと言つても過言ではありません。

今回、承認を求められた地方整備局の設置は、むしろこれまでの矛盾を解消できないばかりか、これを拡大するおそれがあることが懸念され、反対するものであります。

第一に、中央官庁主導で行われてきた公共事業が、シェアの固定化、類似事業との重複、事業申請の陳情合戦に見られる手続のむだ、特に社会経済情勢の変化に対応できない多くの大規模プロジェクトのむだを生む一方、それを通じての中央官庁、官僚の権限拡大や縦割り行政の弊害が象徴的にあらわれ、政治家の鉄のトライアングルのもと、環境と財政に破壊的な影響を与えてきたことは国民周知のことです。

地方整備局の巨大な権限はこの延長線上にあり、公共事業見直しを求める住民や議会のコントロールを遠く及ばないものとしておそれています。その矛盾を拡大することを恐れております。

第二に、地方分権を推進する流れに対して逆行するものであります。

すなわち、国から地方へ財源を移し公共事業を地方主体で実施することが求められている状況の中で、国の出先機関であるブロック機関の強化は、行政改革会議が国の肥大化を防ぐとして求めたブロック機関の強化に名をかりた地方分権推進に対する論理のすりかえであります。

さらに、この地方整備局の設置が本省との二重行政になりはしないか、また地方自治体の上部機関として君臨するのではないかを懸念するものであります。分権型社会で資源の最適配分を行う主体は地方自治体であり、そのために国の直轄事業や補助事業を減らし、地方が自主財源で社会基盤整備を行えるよう、財源整備と国のコントロールを離れた地方単独で行えるようなシステムが求められているものであります。

長期計画と補助、縦割りによって中央のコントロールのままに行われてきた公共事業体制を地方主体に再編することが、むだがなく、しかも環境の負荷の小さい、住民にとって最も必要とされる社会基盤整備につながる道であることを再度主張し、その障害となる本承認案件の反対討論を終わります。

○委員長(石渡清元君) 他に御意見もないようです。討論は終局したものと認めます。

これより採決に入ります。

地方自治法第五十六条第四項の規定に基づき、地方整備局の設置に関し承認を求めるの件を承認することに賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(石渡清元君) 多数と認めます。よって、本件は多数をもって承認すべきものと決定いたしました。

なお、審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(石渡清元君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(石渡清元君) 大深度地下の公共的使用に関する特別措置法案を議題といたします。

政府から趣旨説明を聴取いたします。中山国土庁長官。

○国務大臣(中山正輝君) ただいま議題となりました大深度地下の公共的使用に関する特別措置法案につきまして、提案理由及びその内容を御説明

行政になりはしないか、また地方自治体の上部機関として君臨するのではないかを懸念するものであります。分権型社会で資源の最適配分を行う主体は地方自治体であり、そのために国の直轄事業や補助事業を減らし、地方が自主財源で社会基盤整備を行えるよう、財源整備と国のコントロールを離れた地方単独で行えるようなシステムが求められているものであります。

長期計画と補助、縦割りによって中央のコントロールのままに行われてきた公共事業体制を地方主体に再編することが、むだがなく、しかも環境の負荷の小さい、住民にとって最も必要とされる社会基盤整備につながる道であることを再度主張し、その障害となる本承認案件の反対討論を終わります。

○委員長(石渡清元君) 他に御意見もないようです。討論は終局したものと認めます。

第二に、この法律による特別の措置は、人口の集中度、土地利用の状況等を勘案し政令で定める

○委員長(石渡清元君) 以上で趣旨説明の聴取は終わりました。

本案に対する質疑は後日に譲ることといたします。

紹介議員 山本 正和君
この請願の趣旨は、第二〇五号と同じである。

名 福島 瑞穂君

川辺川ダム建設に対する環境アセスメントの実施に関する請願

請願者 東京都江戸川区中央四ノ二〇ノ一
八 米山久美子 外四百九十九名

紹介議員 清水 澄子君
この請願の趣旨は、第一二四六号と同じである。

第二二九〇号 平成十二年四月二十四日受理
川辺川ダム建設に対する環境アセスメントの実施に関する請願

請願者 茨城県東茨城郡常北町石塚一、三
三九 浅野勝男 外四百九十九名

紹介議員 広中和歌子君
この請願の趣旨は、第一二四六号と同じである。

第二二九一号 平成十二年四月二十四日受理
川辺川ダム建設に対する環境アセスメントの実施に関する請願

請願者 福岡県宗像市ひかりヶ丘二ノ一
ノ六 片山逸子 外四百九十九名

紹介議員 福山 哲郎君
この請願の趣旨は、第一二四六号と同じである。

第二二九二号 平成十二年四月二十五日受理
川辺川ダム建設に対する環境アセスメントの実施に関する請願

請願者 三重量度会都玉城町上田辺五〇三
ノ一 落合尚 外二千三百三十九名

紹介議員 山本 正和君
この請願の趣旨は、第二二〇五号と同じである。

第一三〇〇号 平成十二年四月二十五日受理
川辺川ダム建設に対する環境アセスメントの実施に関する請願

請願者 東京都板橋区西台二ノ三ノ三二
天沼英子 外四百九十九名

紹介議員 大脇 雅子君
この請願の趣旨は、第一二四六号と同じである。

第一三〇一号 平成十二年四月二十五日受理
川辺川ダム建設に対する環境アセスメントの実施に関する請願

請願者 熊本市上益城郡御船町七滝五、〇
五二 佐藤玲子 外四百九十九名

紹介議員 広中和歌子君
この請願の趣旨は、第一二四六号と同じである。

第一三〇二号 平成十二年四月二十五日受理
川辺川ダム建設に対する環境アセスメントの実施に関する請願

請願者 熊本市若菜三ノ五ノ三〇 市岡清
実 外四百九十九名

紹介議員 櫻井 充君
この請願の趣旨は、第一二四六号と同じである。

第一三一一号 平成十二年四月二十六日受理
デポジット制度の導入に関する請願

請願者 三重量度会都玉城町上田辺五〇三
ノ一 落合尚 外二千三百三十九名

紹介議員 山本 正和君
この請願の趣旨は、第二二〇五号と同じである。

第一三一二号 平成十二年四月二十六日受理
川辺川ダム建設に対する環境アセスメントの実施に関する請願

請願者 名古屋市千種区新西一ノ八ノ二六
酒井清仁 外五百九十八名

紹介議員 小川 勝也君
この請願の趣旨は、第一二四六号と同じである。

第一三二六号 平成十二年四月二十七日受理
資源循環型施策の充実に関する請願

請願者 長野市小島田町一、八〇〇 倉田
竜彦 竜彦

紹介議員 今井 澄君
我が国においては社会経済活動が大量生産・大量消費・大量廃棄型となった結果、廃棄物が増大し、最終処分場の残余容量の逼迫等が生じている。また、温暖化など地球規模の環境問題も年々

深刻な状況になっている。さらに、物質的な豊かさを求めてきた今日の生産システム及び生活様式の下においては、環境に対する負荷が一層増大することが懸念される。健全な自然環境を将来の世代へ引き継いでいくためには、環境に対する負荷が少なく、循環を基調とする社会を構築することが求められる。

ついては、持続的発展が可能な資源循環型社会構造への変革及び資源の循環利用に留意した社会資本整備を推進するため、国の予算編成における資源循環型特別枠の創設など資源循環型施策の充実を図らねばならない。

第一三三二号 平成十二年四月二十七日受理
川辺川ダム建設に対する環境アセスメントの実施に関する請願

請願者 横浜市青葉区柿の木台一三ノ三四
石田準之助 外四百九十九名

紹介議員 小川 勝也君
この請願の趣旨は、第一二四六号と同じである。

第一三三三号 平成十二年四月二十七日受理
川辺川ダム建設に対する環境アセスメントの実施に関する請願

請願者 福岡県春日市下白水北三ノ八ノ
四〇一 大畑裕行 外四百九十九名

紹介議員 中村 敦夫君
この請願の趣旨は、第一二四六号と同じである。

第一三五三三号 平成十二年四月二十七日受理
資源循環型施策の充実に関する請願

請願者 長野県下高井郡山ノ内町大字平福
二、二〇二 西山平四郎

紹介議員 中島 啓雄君
この請願の趣旨は、第一三二六号と同じである。

五月十五日日本委員会に左の案件が付託された。

一、食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律案
一、地方自治法第五十六條第四項の規定に基づき、地方整備局の設置に関し承認を求めるの件
一、大深度地下の公共的使用に関する特別措置法案
一、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律案
食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律案
食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律案

目次

第一章 総則(第一條・第二條)

第二章 基本方針等(第三條・第六條)

第三章 食品関連事業者の再生利用等の実施(第七條・第九條)

第四章 登録再生利用事業者(第十條・第十七條)

第五章 再生利用事業計画(第十八條・第十九條)

第六章 雑則(第二十條・第二十五條)

第七章 罰則(第二十六條・第二十九條)

附則
第一章 総則

(目的)
第一條 この法律は、食品循環資源の再生利用並びに食品廃棄物の発生抑制及び減量に関し基本的な事項を定めるとともに、食品関連事業者による食品循環資源の再生利用を促進するための措置を講ずることにより、食品に係る資源の有効な利用の確保及び食品に係る廃棄物の排出の抑制を図るとともに、食品の製造等の事業の健全な発展を促進し、もって生活環境の保全及び国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

(定義)
第二條 この法律において左に掲げる用語の意義は、以下の通りとする。

一、食品循環資源とは、食品の製造等の事業の過程で発生する食品の残骸、食品の包装容器、食品の容器等であつて、再生利用することができるものをいう。

二、食品廃棄物とは、食品の製造等の事業の過程で発生する食品の残骸、食品の包装容器、食品の容器等であつて、再生利用することができないものをいう。

三、食品関連事業者とは、食品の製造等の事業を行う事業者をいう。

四、登録再生利用事業者とは、本法第三條第一項の規定に基づき、国土・環境委員会に登録された事業者をいう。

五、再生利用事業計画とは、本法第四條第一項の規定に基づき、登録再生利用事業者が作成する事業計画をいう。

第二条 この法律において「食品」とは、飲食物品のうち業法（昭和二十五年法律第四十五号）に規定する医薬品及び医薬部外品以外のものをいう。

2 この法律において「食品廃棄物等」とは、次に掲げる物品をいう。

一 食品が食用に供された後に、又は食用に供されずに廃棄されたもの

二 食品の製造、加工又は調理の過程において副次的に得られた物品のうち食用に供することができないもの

3 この法律において「食品循環資源」とは、食品廃棄物等のうち有用なものをいう。

4 この法律において「食品関連事業者」とは、次に掲げる者をいう。

一 食品の製造、加工、卸売又は小売を業として行う者

二 飲食店業その他食事の提供を伴う事業として政令で定めるものを行う者

5 この法律において「再生利用」とは、次に掲げる行為をいう。

一 自ら又は他人に委託して食品循環資源を肥料、飼料その他政令で定める製品の原材料として利用すること

二 食品循環資源を肥料、飼料その他前号の政令で定める製品の原材料として利用するために譲渡すること

6 この法律において「減量」とは、脱水、乾燥その他の主務省令で定める方法により食品廃棄物等の量を減少させることをいう。

第二章 基本方針等

（基本方針）

第三条 主務大臣は、食品循環資源の再生利用並びに食品廃棄物の発生抑制及び減量（以下「食品循環資源の再生利用等」という。）を総合的かつ計画的に推進するため、政令で定めるところにより、食品循環資源の再生利用等の促進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めるものとする。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 食品循環資源の再生利用等の促進の基本的方向

二 食品循環資源の再生利用等を実施すべき量に関する目標

三 食品循環資源の再生利用等の促進のための措置に関する事項

四 環境の保全に資するものとしての食品循環資源の再生利用等の促進の意義に関する知識の普及に係る事項

五 その他食品循環資源の再生利用等の促進に関する重要事項

3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを改定しようとするときは、関係行政機関の長に協議するとともに、食料・農業・農村政策審議会の意見を聴かなければならない。

4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを改定したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（事業者及び消費者の責務）

第四条 事業者及び消費者は、食品の購入又は調理の方法の改善により食品廃棄物の発生抑制に努めるとともに、食品循環資源の再生利用により得られた製品の利用により食品循環資源の再生利用を促進するよう努めなければならない。

（国の責務）

第五条 国は、食品循環資源の再生利用等を促進するために必要な資金の確保その他の措置を講ずるよう努めなければならない。

2 国は、食品循環資源に関する情報の収集、整理及び活用、食品循環資源の再生利用等の促進に関する研究開発の推進及びその成果の普及その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

3 国は、教育活動、広報活動等を通じて、食品循環資源の再生利用等の促進に関する国民の理解を深めるとともに、その実施に関する国民の

協力を求めるよう努めなければならない。

（地方公共団体の責務）

第六条 地方公共団体は、その区域の経済社会的諸条件に応じて食品循環資源の再生利用等を促進するよう努めなければならない。

第三章 食品関連事業者の再生利用等の実施

（食品関連事業者の判断の基準となるべき事項）

第七条 主務大臣は、食品循環資源の再生利用等を促進するため、主務省令で、第三条第二項第二号の目標を達成するために取り組むべき措置その他の措置に関し、食品関連事業者の判断の基準となるべき事項を定めるものとする。

2 前項に規定する判断の基準となるべき事項は、食品循環資源の再生利用等の状況、食品循環資源の再生利用等の促進に関する技術水準その他の事情を勘案して定めるものとし、これらの事情の変動に応じて必要な改定をするものとする。

3 主務大臣は、第一項に規定する判断の基準となるべき事項を定め、又はこれを改定しようとするときは、食料・農業・農村政策審議会の意見を聴かなければならない。

（指導及び助言）

第八条 主務大臣は、食品循環資源の再生利用等の適確な実施を確保するため必要があると認めるときは、食品関連事業者に対し、前条第一項に規定する判断の基準となるべき事項を勘案して、食品循環資源の再生利用等について必要な指導及び助言をすることができ、

（勧告及び命令）

第九条 主務大臣は、食品関連事業者であつて、その事業活動に伴い生ずる食品廃棄物等の発生量が政令で定める要件に該当するものの食品循環資源の再生利用等が第七条第一項に規定する判断の基準となるべき事項に照らして著しく不十分であると認めるときは、当該食品関連事業者に対し、その判断の根拠を示して、食品循環資源の再生利用等に関し必要な措置をとるべき

旨の勧告をすることができ、

2 主務大臣は、前項に規定する勧告を受けた食品関連事業者がその勧告に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

3 主務大臣は、第一項に規定する勧告を受けた食品関連事業者が、前項の規定によりその勧告に従わなかった旨を公表された後において、なお、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかつた場合において、食品循環資源の再生利用等の促進を著しく害すると認めるときは、食料・農業・農村政策審議会の意見を聴いて、当該食品関連事業者に対し、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

第四章 登録再生利用事業者

（登録）

第十条 食品循環資源を原材料とする肥料、飼料その他第二条第五項第一号の政令で定める製品（以下「特定肥料等」という。）の製造を業として行う者は、その事業場について、主務大臣の登録を受けることができる。

2 前項の登録の申請をしようとする者は、主務省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を主務大臣に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二 再生利用事業（特定肥料等の製造の事業をいう。以下同じ。）の内容

三 再生利用事業を行う事業場の名称及び所在地

四 特定肥料等の製造の用に供する施設の種類及び規模

五 特定肥料等を保管する施設及びこれを販売する事業場の所在地

六 その他主務省令で定める事項

3 主務大臣は、第一項の登録の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、その登録をしなければならない。

一 再生利用事業の内容が、生活環境の保全上

支障のないものとして主務省令で定める基準に適合するものであること。

二 前項第四号に掲げる事項が、再生利用事業を効率的に実施するに足りるものとして主務省令で定める基準に適合するものであること。

三 当該申請をした者が、再生利用事業を適確かつ円滑に実施するのに十分な経理的基礎を有するものであること。

四 次の各号のいずれかに該当する者は、第一項の登録を受けることができない。

一 この法律の規定により罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者

二 第十六条第一項の規定により登録を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者

三 法人であつて、その業務を行う役員のうちに前二号のいずれかに該当する者があるもの

五 第一項の登録を受けた者(以下「登録再生利用事業者」という。)は、第二項各号に掲げる事項を変更したとき、又は第一項の登録に係る再生利用事業を廃止したときは、遅滞なく、その旨を主務大臣に届け出なければならない。

六 主務大臣は、第一項の登録をしたとき、又は前項の届出を受けるとき(第十六条第一項の規定により第一項の登録を取り消す場合を除く。)は、遅滞なく、その旨を第二項第三号の事業場の所在地を管轄する都道府県知事に通知しなければならない。

(登録の更新)
第十一條 前条第一項の登録は、五年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。

2 前条第二項から第六項までの規定は、前項の更新について準用する。

(名称の使用制限)
第十二條 登録再生利用事業者でない者は、登録

再生利用事業者という名称又はこれに紛らわしい名称を用いてはならない。

(標識の掲示)
第十三條 登録再生利用事業者は、当該登録に係る再生利用事業を行う事業場ごとに、公衆の見やすい場所に、主務省令で定める様式の標識を掲示しなければならない。

(料金)
第十四條 登録再生利用事業者は、再生利用事業の実施前に、当該再生利用事業に係る料金を定め、主務大臣に届け出なければならない。これを變更しようとするときも、同様とする。

2 主務大臣は、前項の料金が食品循環資源の再生利用の促進上不当であり、特に必要があると認めるときは、登録再生利用事業者に対し、その變更を指示することができる。

3 登録再生利用事業者は、主務省令で定めるところにより、第一項の料金を公示しなければならない。

(差別的取扱ひの禁止)
第十五條 登録再生利用事業者は、再生利用事業の実施に関し、特定の者に対し不当に差別的取扱ひをしてはならない。

(登録の取消し)
第十六條 主務大臣は、登録再生利用事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、第十條第一項の登録を取り消すことができる。

一 不正な手段により第十條第一項の登録又はその更新を受けたとき。

二 第十條第三項各号に掲げる要件に適合しなくなったとき。

三 第十四條第二項の規定による指示に違反したとき。

四 この章の規定又は当該規定に基づく命令の規定に違反したとき。

2 第十條第六項の規定は、前項の規定による登録の取消しについて準用する。

(主務省令への委任)
第十七條 この法律に定めるもののほか、登録再

生利用事業者の登録に関し必要な事項は、主務省令で定める。

第五章 再生利用事業計画
(再生利用事業計画の認定)
第十八條 食品関連事業者又は食品関連事業者を構成員とする事業協同組合その他の政令で定める法人は、特定肥料等の製造を業として行う者及び農林漁業者等(農林漁業者その他の者で特定肥料等を利用するものをいう。以下同じ。)又は農林漁業者等を構成員とする農業協同組合その他の政令で定める法人と共同して、再生利用事業の実施及び当該再生利用事業により得られた特定肥料等の利用に関する計画(以下「再生利用事業計画」という。)を作成し、主務省令で定めるところにより、これを主務大臣に提出して、当該再生利用事業計画が適当である旨の認定を受けることができる。

2 再生利用事業計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 再生利用事業計画を作成する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二 再生利用事業の内容及び実施期間

三 再生利用事業により得られた特定肥料等の農林漁業者等による利用に関する事項

四 再生利用事業を行う事業場の名称及び所在地

五 特定肥料等の製造の用に供する施設の種類及び規模

六 特定肥料等を保管する施設及びこれを販売する事業場の所在地

七 その他主務省令で定める事項

3 主務大臣は、第一項の認定の申請があつた場合において、その再生利用事業計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

一 基本方針に照らして適切なものであり、かつ、第七條第一項に規定する判断の基準となるべき事項に適合すること。

二 特定肥料等の製造を業として行う者が、再生利用事業を確実に実施することができることと認められること。

三 再生利用事業により得られた特定肥料等の製造量に見合う利用を確保する見込みが確実であること。

4 主務大臣は、第一項の認定をしたときは、遅滞なく、その旨を第二項第四号の事業場の所在地を管轄する都道府県知事に通知しなければならない。

(計画の変更等)
第十九條 前条第一項の認定を受けた者(以下「認定事業者」という。)は、当該認定に係る再生利用事業計画を変更しようとするときは、共同して、主務大臣の認定を受けなければならない。

2 主務大臣は、認定事業者が前条第一項の認定に係る再生利用事業計画(前項の規定による變更の認定があつたときは、その變更後のもの。以下「認定計画」という。)に従つて再生利用事業を実施しておらず、又は当該再生利用事業により得られた特定肥料等を利用していないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

3 前条第三項及び第四項の規定は第一項の規定による變更の認定について、同条第四項の規定は前項の規定による認定の取消しについて準用する。

第六章 雑則
(廃棄物処理法の特例)
第二十條 一般廃棄物収集運搬業者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第百三十七号。以下「廃棄物処理法」という。)第七條第八項に規定する一般廃棄物収集運搬業者をいう。以下同じ。)は、同条第一項の規定にかかわらず、食品関連事業者の委託を受けて、同項の運搬の許可を受けた市町村(都の特別区の存する区域にあつては、特別区。次項において同じ。)の区域から第十條第一項の登録に係る同条第二項第三号の事業場への食品循環資源の運搬

(一) 一般廃棄物(廃棄物処理法第二条第二項に規定する一般廃棄物をいう。第三項において同じ)の運搬に該当するものに限り、以下この条において同じ)を業として行うことができる。

2 一般廃棄物収集運搬業者は、廃棄物処理法第七条第一項の規定にかかわらず、認定事業者である食品関連事業者(認定事業者が第十八条第一項の事業協同組合その他の政令で定める法人である場合にあつては、当該法人及びその構成員である食品関連事業者)の委託を受けて、廃棄物処理法第七条第一項の運搬の許可を受けた市町村の区域から認定計画に係る第十八条第二項第四号の事業場への食品循環資源の運搬を業として行うことができる。

3 前二項の規定により一般廃棄物収集運搬業者が行う食品循環資源の運搬又は廃棄物処理法第七条第四項の許可を受けた登録再生利用事業者が食品関連事業者の委託を受けて行う再生利用事業(一般廃棄物に該当する食品循環資源を原材料とするものに限る。以下この項において同じ)若しくは同条第四項の許可を受けた認定事業者が認定計画に従って行う再生利用事業については、同条第八項の規定は、適用しない。

(肥料取締法の特例)

第二十一条 特定肥料等の製造を業として行う者であつて、肥料取締法(昭和二十五年法律第二百七十七号)第二十一条又は第二十三条第一項の届出をしなければならないものが、第十條第一項の登録又は第十八条第一項の認定を受けて特殊肥料(同法第二条第二項に規定する特殊肥料をいう。以下同じ)の生産又は販売を行おうとする場合において、その者が第十條第一項の登録を受け、又は第十八条第一項の認定を受けたときは、同法第二十二條第一項又は第二十三條第一項の届出があつたものとみなす。

2 特定肥料等の製造を業として行う者であつて、肥料取締法第二十二條第一項又は第二十三條第一項の届出をしているもの(前項の規定により当該届出をしたものとみなされる者を除く)が、第十條第一項の登録又は第十八条第一項の認定を受けて再生利用事業を行おうとする場合であり、かつ、当該再生利用事業を行うに当たり同法第二十二條第二項又は第二十三條第二項の規定による届出をしなければならない場合において、その者が第十條第一項の登録を受け、又は第十八条第一項の認定を受けたときは、同法第二十二條第二項又は第二十三條第二項の届出があつたものとみなす。

3 登録再生利用事業者又は認定事業者が再生利用事業を行つてゐる場合(次項に規定する場合を除く)において、肥料取締法第二十二條第一項又は第二十三條第一項の規定による届出をしなければならない事項について第十條第五項の届出をし、又は第十九條第一項の変更の認定を受けたときは、同法第二十二條第一項又は第二十三條第一項の届出があつたものとみなす。

4 登録再生利用事業者又は認定事業者が特殊肥料の生産又は販売を行つてゐる場合において、肥料取締法第二十二條第二項又は第二十三條第二項の規定による届出をしなければならない事項について第十條第五項の届出をし、又は第十九條第一項の変更の認定を受けたときは、同法第二十二條第二項又は第二十三條第二項の届出があつたものとみなす。

(飼料安全法の特例)

第二十二條 特定肥料等の製造を業として行う者であつて、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律(昭和二十八年法律第三十五号)以下「飼料安全法」という。第十八條第一項又は第二項の届出をしなければならないものが、第十條第一項の登録又は第十八条第一項の認定を受けて飼料安全法第二條の二第一項の規定により基準又は規格が定められた飼料の製造又は販売を行おうとする場合において、その者が第十條第一項の登録を受け、又は第十八条第一項の認定を受けたときは、飼料安全法第十八條第一項又は第二項の届出があつたものとみなす。

2 特定肥料等の製造を業として行う者であつて、飼料安全法第十八條第一項又は第二項の届出をしているもの(前項の規定により当該届出をしたものとみなされる者を除く)が、第十條第一項の登録又は第十八条第一項の認定を受けて再生利用事業を行おうとする場合であり、かつ、当該再生利用事業を行うに当たり同法第二十二條第二項又は第二十三條第二項の規定による届出をしなければならない場合において、その者が第十條第一項の登録を受け、又は第十八条第一項の認定を受けたときは、同法第二十二條第二項又は第二十三條第二項の届出があつたものとみなす。

て、飼料安全法第十八條第一項又は第二項の届出をしているもの(前項の規定により当該届出をしたものとみなされる者を除く)が、第十條第一項の登録又は第十八条第一項の認定を受けて再生利用事業を行おうとする場合であり、かつ、当該再生利用事業を行うに当たり飼料安全法第十八條第四項の規定による届出をしなければならない場合において、その者が第十條第一項の登録を受け、又は第十八条第一項の認定を受けたときは、飼料安全法第十八條第四項の届出があつたものとみなす。

3 登録再生利用事業者又は認定事業者が再生利用事業を行つてゐる場合(次項に規定する場合を除く)において、飼料安全法第十八條第一項又は第二項の規定による届出をしなければならない事項について第十條第五項の届出をし、又は第十九條第一項の変更の認定を受けたときは、飼料安全法第十八條第一項又は第二項の届出があつたものとみなす。

4 登録再生利用事業者又は認定事業者が第一項に規定する飼料の製造又は販売を行つてゐる場合において、飼料安全法第十八條第四項の規定による届出をしなければならない事項について第十條第五項の届出をし、又は第十九條第一項の変更の認定を受けたときは、飼料安全法第十八條第四項の届出があつたものとみなす。

(報告徴収及び立入検査)

第二十三條 主務大臣は、この法律の施行に必要な限度において、食品関連事業者又は認定事業者に対し、食品循環資源の再生利用等の状況に関し報告をさせ、又はその職員に、これらの者の事務所、工場、事業場若しくは倉庫に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 主務大臣は、この法律の施行に必要な限度において、登録再生利用事業者に対し、再生利用事業の実施状況に関し報告をさせ、又はその職員に、登録再生利用事業者の事務所、工場、事業場若しくは倉庫に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

他の物件を検査させることができる。

3 前二項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

4 第一項又は第二項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(主務大臣等)

第二十四條 この法律における主務大臣は、次のとおりとする。

一 第三條第一項の規定による基本方針の策定、同条第三項の規定による基本方針の策定及び同条第四項の規定による公表に関する事項については、農林水産大臣、環境大臣、財務大臣、厚生労働大臣、経済産業大臣及び国土交通大臣

第二項の規定による報告徴収及び立入検査に
関する事項については、農林水産大臣、環境
大臣及び当該特定肥料等の製造の事業を所
管する大臣

2 この法律における主務省令は、次のとおりと
する。

一 第二条第六項の主務省令については、農林
水産大臣及び環境大臣の発する命令

二 第七項並びに第十八条第一項及び第
二項第七号の主務省令については、農林水産
大臣、環境大臣及び当該食品関連事業者の事
業を所管する大臣の発する命令

三 第十條第二項並びに第三項第一号及び第二
号（これらの規定を第十一條第二項において
準用する場合を含む）、第十三條、第十四條
第三項並びに第十七條の主務省令について
は、農林水産大臣、環境大臣及び当該特定肥
料等の製造の事業を所管する大臣の発する
命令

3 この法律に規定する主務大臣の権限は、政令
で定めるところにより、その一部を地方支分部
局の長に委任することができる。

（経過措置）

第二十五條 この法律の規定に基づき命令を制定
し、又は改廃する場合においては、その命令
で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判
断される範囲内において、所要の経過措置（罰
則に関する経過措置を含む。）を定めることがで
きる。

第七章 罰則

第二十六條 第九條第三項の規定による命令に違
反した者は、五十万円以下の罰金に処する。

第二十七條 次の各号のいずれかに該当する者
は、三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十條第五項又は第十四條第一項の規定に
よる届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- 二 第十二條の規定に違反した者
- 三 第十三條の規定による標識を掲示しなかつ
た者

四 第十四條第三項の規定による公示をせず、
又は虚偽の公示をした者

五 第二十三條第二項の規定による報告をせ
ず、又は虚偽の報告をした者

六 第二十三條第二項の規定による検査を拒
み、妨げ、又は忌避した者

第二十八條 次の各号のいずれかに該当する者
は、二十万円以下の罰金に処する。

一 第二十三條第一項の規定による報告をせ
ず、又は虚偽の報告をした者

二 第二十三條第一項の規定による検査を拒
み、妨げ、又は忌避した者

第二十九條 法人の代表者又は法人若しくは人の
代理人、使用人その他の従業者が、その法人又
は人の業務に関し、前三條の違反行為をしたと
きは、行為者を罰するほか、その法人又は人に
対しても、各本條の刑を科する。

附則

（施行期日）

第一條 この法律は、公布の日から起算して一年
を超えない範囲内において政令で定める日から
施行する。

（検討）

第二條 政府は、この法律の施行後五年を経過し
た場合において、この法律の施行の状況につい
て検討を加え、その結果に基づいて必要な措置
を講ずるものとする。

（経過措置）

第三條 この法律の施行の際現に登録再生利用事
業者という名称又はこれに紛らわしい名称を用
いている者については、第十二條の規定は、こ
の法律の施行後六月間は、適用しない。

（食料・農業・農村基本法の一部改正）

第四條 食料・農業・農村基本法（平成十一年法
律第六号）の一部を次のように改正する。

第四十條第三項中「及び主要食糧の需給及び
価格の安定に関する法律（平成六年法律第二十
三号）」を、「主要食糧の需給及び価格の安定に
関する法律（平成六年法律第十三号）及び食品

循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平
成十二年法律第 号）」に改める。

地方自治法第五十六條第四項の規定に基
づき、地方整備局の設置に関し承認を求め

別紙

名 称	位 置	管 轄 区 域
東北地方整備局	仙台市	青森県 岩手県 宮城県 秋田県 山形県 福島県
関東地方整備局	大宮市	茨城県 栃木県 群馬県 埼玉県 千葉県 東京都 神奈川 県 山梨県 長野県
北陸地方整備局	新潟市	新潟県 富山県 石川県
中部地方整備局	名古屋市	岐阜県 静岡県 愛知県 三重県
近畿地方整備局	大阪市	福井県 滋賀県 京都府 大阪府 兵庫県 奈良県 和歌山 県
中国地方整備局	広島市	鳥取県 島根県 岡山県 広島県 山口県
四国地方整備局	高松市	徳島県 香川県 愛媛県 高知県
九州地方整備局	福岡市	福岡県 佐賀県 長崎県 熊本県 大分県 宮崎県 鹿児島 県

備考

一 国土交通省設置法第三十一条第一項第二号に
掲げる事務のうち同法第四條第五十八号、第五
十九号及び第六十二号（港湾に係るものに限
る）、第一百号から第三十号まで並びに第二百
十七号（港湾に係るものに限る。）に掲げる事務
並びに同法第三十一条第一項第五号に掲げる事
務に関しては、この表の規定にかかわらず、長
野県及び福井県は北陸地方整備局の、山口県の
うち下関市は九州地方整備局の管轄区域とな
る。

二 国土交通大臣は、一体として実施すべき事務
の区域が二以上の地方整備局の管轄区域にわた
る場合その他必要があると認める場合において
は、管轄区域の特例を定めることができるもの

とする。

大深度地下の公共的使用に関する特別措置法
案
大深度地下の公共的使用に関する特別措置
法

- 第一章 総則（第一条―第八条）
 - 第二章 事業の準備等（第九条）
 - 第三章 使用の認可（第十条―第三十條）
 - 第四章 事業区域の明渡し等（第三十一條―第
三十八條）
 - 第五章 雑則（第三十九條―第五十一條）
 - 第六章 罰則（第五十二條―第五十六條）
- 附則

るの件
国土交通省設置法第三十條の規定により、地方
整備局を設置する必要があるため、別紙のとおり
その設置について、地方自治法第五十六條第四
項の規定に基づき、国会の承認を求める。

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、公共の利益となる事業による大深度地下の使用に関し、その要件、手続等について特別の措置を講ずることにより、当該事業の円滑な遂行と大深度地下の適正かつ合理的な利用を図ることを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「大深度地下」とは、次の各号に掲げる深さのうちいずれか深い方以上の深さの地下をいう。

一 建築物の地下室及びその建設の用に通常供されることのない地下の深さとして政令で定める深さ

二 当該地下の使用をしようとする地点において通常の建築物の基礎ぐいを支持することができる地盤として政令で定めるもののうち最も浅い部分の深さに政令で定める距離を加えた深さ

2 この法律において「事業者」とは、第四条各号に掲げる事業を施行する者であつて大深度地下の使用を必要とする者をいう。

3 この法律において「事業区域」とは、大深度地下の一定の範囲における立体的な区域であつて第四条各号に掲げる事業を施行する区域をいう。

(対象地域)

第三条 この法律による特別の措置は、人口の集中度、土地利用の状況その他の事情を勘案し、公共の利益となる事業を円滑に遂行するため、大深度地下を使用する社会的経済的必要性が存在する地域として政令で定める地域以下「対象地域」という。について講じられるものとする。

(対象事業)

第四条 この法律による特別の措置は、次に掲げる事業について講じられるものとする。

一 道路法(昭和二十七年法律第八十号)による道路に関する事業

二 河川法(昭和二十九年法律第六十七号)が

適用され、若しくは準用される河川又はこれらの河川に治水若しくは利水の目的をもつて設置する水路、貯水池その他の施設に関する事業

三 国、地方公共団体、緑資源公団又は土地改良区(土地改良区連合を含む。)が設置する農業用道路、水路又は排水路に関する事業

四 鉄道事業法(昭和六十一年法律第九十二号)第七條第一項に規定する鉄道事業者(以下単に「鉄道事業者」という。)が一般の需要に應ずる鉄道事業の用に供する施設に関する事業

五 日本鉄道建設公団が設置する鉄道又は軌道の用に供する施設に関する事業

六 軌道法(大正十年法律第七十六号)による軌道の用に供する施設に関する事業

七 電気通信事業法(昭和五十九年法律第八十六号)第十二條第一項に規定する第一種電気通信事業者(以下単に「第一種電気通信事業者」という。)がその事業の用に供する施設に関する事業

八 電気事業法(昭和三十九年法律第七十号)による一般電気事業、卸電気事業又は特定電気事業の用に供する電気工作物に関する事業

九 ガス事業法(昭和二十九年法律第五十一号)によるガス工作物に関する事業

十 水道法(昭和三十三年法律第七十七号)による水道事業若しくは水道用水供給事業、工業用水道事業法(昭和三十三年法律第八十四号)による工業用水道事業又は下水道法(昭和三十三年法律第七十九号)による公共下水道、流域下水道若しくは都市下水路の用に供する施設に関する事業

十一 水資源開発公団が設置する水資源開発公団法(昭和三十六年法律第二百十八号)第十八條第一項第一号の施設及び同条第二項第一号の愛知豊川用水施設に関する事業

十二 前各号に掲げる事業のほか、土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号)第三條各号に掲げるものに関する事業又は都市計画法

(昭和四十三年法律第九号)の規定により土地を使用することができ都市計画事業のうち、大深度地下を使用する必要があるものとして政令で定めるもの

十三 前各号に掲げる事業のために欠くことができない道路、鉄道、軌道、電線路、水路その他の施設に関する事業

(安全の確保及び環境の保全の配慮)

第五条 大深度地下の使用に当たっては、その特性にかんがみ、安全の確保及び環境の保全に特に配慮しなければならない。

(基本方針)

第六条 国は、大深度地下の公共的使用に関する基本方針(以下「基本方針」という。)を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 大深度地下における公共の利益となる事業の円滑な遂行に関する基本的な事項

二 大深度地下の適正かつ合理的な利用に関する基本的な事項

三 安全の確保、環境の保全その他大深度地下の公共的使用に際し配慮すべき事項

四 前三号に掲げるもののほか、大深度地下の公共的使用に関する重要事項

3 国土交通大臣は、基本方針の案を作成して、閣議の決定を求めなければならない。

4 国土交通大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。

(以下「協議会」という。)を組織する。

2 前項の協議会を行うための会議(第五項において「会議」という。)は、国の行政機関等の長又はその指名する職員をもって構成する。

3 協議会は、必要があると認めるときは、関係市町村及び事業者に対し、資料の提供、意見の開陳、説明その他の必要な協力を求めることができる。

4 協議会は、特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

5 会議において協議が調った事項については、国の行政機関等は、その協議の結果を尊重しなければならない。

6 協議会の庶務は、国土交通省において処理する。

7 前項に定めるもののほか、協議会の運営に関する必要な事項は、協議会が定める。

(情報の提供等)

第八条 国及び都道府県は、公共の利益となる事業の円滑な遂行と大深度地下の適正かつ合理的な利用に資するため、対象地域における地盤の状況、地下の利用状況等に関する情報の収集及び提供その他必要な措置を講ずよう努めなければならない。

第二章 事業の準備等

(事業の準備のための立入り等及びその損失の補償に関する土地収用法の準用)

第九条 第四条各号に掲げる事業の準備のための土地の立入り、障害物の伐除及び土地の試掘等並びにこれらの行為により生じた損失の補償については、土地収用法第二章並びに第九十一條及び第九十四條の規定を準用する。この場合において、同法第十一條第一項、第三項及び第四項、第十四條第一項及び第三項、第十五條第一項、第九十一條第一項並びに第九十四條第一項及び第二項中「起業者」とあるのは「事業者」と、同法第九十一條第一項中「第十一條第三項、第十四條又は第三十五條第一項」とあるのは「大深

度地下の公共的使用に関する特別措置法第九条において準用する第十一条第三項又は第十四条」と、「土地又は工作物」とあるのは「土地」と、同法第九十四条第一項中「前三条」とあるのは「大深度地下の公共的使用に関する特別措置法第九條において準用する第九十一條」と、「損失を受けた者（前条第一項に規定する工事をする者）を必要とする者を含む。以下この条において同じ。」とあるのは「損失を受けた者」と、同条第七項中「この法律」とあるのは「大深度地下の公共的使用に関する特別措置法」と読み替えるものとする。

第三章 使用の認可

（使用の認可）

第十条 事業者は、対象地域において、この章の定めるところに従い、使用の認可を受けて、当該事業者が施行する事業のために大深度地下を使用することができる。

（使用の認可に関する処分を行う機関）

第十一条 事業者が次の各号のいずれかに該当するものであるときは、国土交通大臣が使用の認可に関する処分を行う。

- 一 国又は都道府県が事業者である事業
- 二 事業区域が二以上の都道府県の区域にわたる事業
- 三 一の都道府県の区域を越え、又は道の区域の全部にわたり利害の影響を及ぼす事業その他の事業で次に掲げるもの

イ 鉄道事業者がその鉄道事業（当該事業に係る路線又はその路線及び当該鉄道事業者若しくは当該鉄道事業者がその路線に係る鉄道線路を譲渡し、若しくは使用させる鉄道事業者が運送を行う上での路線と密接に関連する他の路線が一の都道府県の区域内にとどまるものを除く。）の用に供する施設に関する事業

ロ 第一種電気通信事業者（その業務区域が一の都道府県の区域内にとどまるものを除く。）がその事業の用に供する施設に関する事業

事業

ハ 電気事業法による一般電気事業（供給区域が一の都道府県の区域内にとどまるものを除く）、卸電気事業（供給の相手方たる一般電気事業者の供給区域が一の都道府県の区域内にとどまるものを除く）又は特定電気事業（供給地点が一の都道府県の区域内にとどまるものを除く。）の用に供する電気工作物に関する事業

ニ イからハまでに掲げる事業のために欠くことができない通路、鉄道、軌道、電線路、水路その他の施設に関する事業

四 前三号に掲げる事業と共同して施行する事業

2 事業者が前項各号に掲げるものの以外のものであるときは、事業区域を管轄する都道府県知事が使用の認可に関する処分を行う。

（事前の事業調整）

第十二条 事業者は、使用の認可を受けようとするときは、あらかじめ、国土交通省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した事業概要書を作成し、前条第一項の事業にあつては当該事業を所管する大臣（以下「事業所管大臣」という。）に、同条第二項の事業にあつては都道府県知事にこれを送付しなければならない。

- 一 事業者の名称
- 二 事業の種類
- 三 事業区域の概要
- 四 使用の開始の予定時期及び期間
- 五 その他国土交通省令で定める事項

2 事業者は、前項の規定により事業概要書を送付したときは、国土交通省令で定めるところにより、事業概要書を作成した旨その他国土交通省令で定める事項を公告するとともに、事業区域が所在する市町村において、当該事業概要書を当該公告の日から起算して三十日間、縦覧に供しなければならない。

3 第一項の規定により事業概要書を送付された事業所管大臣又は都道府県知事は、速やかに、

事業区域が所在する対象地域に組織されている協議会の構成員にその写しを送付しなければならない。

4 前項の規定により事業概要書の写しを送付された協議会の構成員（第四条各号に掲げる事業を所管する行政機関に限る。以下この項において同じ。）は、同条各号に掲げる事業を施行する者のうち当該協議会の構成員が所管するものに對し、当該事業概要書の内容を周知させるため必要な措置を講じなければならない。

5 第二項の規定による公告をした事業者は、同項の縦覧期間内に、事業区域又はこれに近接する地下において第四条各号に掲げる事業を施行し、又は施行しようとする者から事業の共同化、事業区域の調整その他事業の施行に關し必要な調整の申出があつたときは、当該調整に努めなければならない。

6 前項の規定による調整の結果、第二項の規定による公告をした事業者と共同して事業を施行することとなつた事業者については、前各項の規定は、適用しない。

（調査書の作成）

第十三条 事業者は、使用の認可を受けようとするときは、あらかじめ、事業区域に井戸その他の物件があるかどうかを調査し、当該物件があるときは、次に掲げる事項を記載した調査書を作成しなければならない。

- 一 物件がある土地の所在及び地番
- 二 物件の種類及び数量並びにその所有者の氏名及び住所
- 三 物件に關して権利を有する者の氏名及び住所並びにその権利の種類及び内容
- 四 調査書を作成した年月日
- 五 その他国土交通省令で定める事項

2 前項の調査書の様式は、国土交通省令で定める。

（使用認可申請書）

第十四条 事業者は、使用の認可を受けようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、

次に掲げる事項を記載した使用認可申請書を、第十一条第一項の事業にあつては事業所管大臣を経由して国土交通大臣に、同条第二項の事業にあつては都道府県知事に提出しなければならない。

- 一 事業者の名称
- 二 事業の種類
- 三 事業区域
- 四 事業により設置する施設又は工作物の耐力
- 五 使用の開始の予定時期及び期間
- 六 前項の使用認可申請書には、国土交通省令で定めるところにより、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 使用の認可を申請する理由を記載した書類

二 事業計画書

三 事業区域及び事業計画を表示する図面

四 事業区域が大深度地下にあることを証する書類

五 前条の規定により作成した調査書

六 前項第四号の耐力の計算方法を明らかにした書類

七 事業の施行に伴う安全の確保及び環境の保全のための措置を記載した書類

八 事業区域の全部又は一部が、この法律又は他の法律によつて土地を使用し、又は収用することができる事業の用に供されているときは、当該事業の用に供する者の意見書

九 事業区域の利用について法令の規定による制限があるときは、当該法令の施行について権限を有する行政機関の意見書

十 事業の施行に關して行政機関の免許、許可、認可等の処分を必要とする場合においては、これらの処分があつたことを証する書類

十一 第十二条第五項の規定により調整の申出があつたときは、当該調整の経過の要領及びその結果を記載した書類

十二 その他国土交通省令で定める事項

3 第一項の規定により使用認可申請書を提出さ

れた事業所管大臣は、遅滞なく、当該使用認可申請書及びその添付書類を検討し、意見を付して、国土交通大臣に送付するものとする。

4 第一項第三号及び第二項第三号に規定する事業区域の表示は、事業区域に係る土地又はこれに定着する物件に関して所有権その他の権利を有する者が、自己の権利に係る土地の地下が事業区域に含まれ、又は自己の権利に係る物件が事業区域にあることを容易に判断できるものでなければならない。

5 第二項第八号から第十号までに掲げる意見書は、事業者が意見を求めた日から三週間を経過してもこれを得ることができなかったときは、添付することを要しない。この場合においては、意見書を得ることができなかった事情を説明する書類を添付しなければならない。

(使用認可申請書の補正及び却下)

第十五条 前条の規定による使用認可申請書及びその添付書類が同条又は同条に基づく国土交通省令の規定に違反するときは、国土交通大臣又は都道府県知事は、相当の期間を定めて、その補正を求めなければならない。使用の認可の申請に際し、第三十九条の規定による手数料を納めないとき又は地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百二十七条の規定により手数料を徴収する場合において当該手数料を納めないときも、同様とする。

2 事業者が前項の規定により補正を求められたにもかかわらず、その定められた期間内に補正をしないときは、国土交通大臣又は都道府県知事は、使用認可申請書を却下しなければならない。

(使用の認可の要件)

第十六条 国土交通大臣又は都道府県知事は、申請に係る事業が次に掲げる要件のすべてに該当するときは、使用の認可をすることができる。

一 事業が第四号各号に掲げるものであること。

二 事業が対象地域における大深度地下で施行

されるものであること。

三 事業の円滑な遂行のため大深度地下を使用する公益上の必要があるものであること。

四 事業者が当該事業を遂行する十分な意思と能力を有する者であること。

五 事業計画が基本方針に適合するものであること。

六 事業により設置する施設又は工作物が、事業区域に係る土地に通常の建築物が建築されてもその構造に支障がないものとして政令で定める耐力以上の耐力を有するものであること。

七 事業の施行に伴い、事業区域にある井戸その他の物件の移転又は除却が必要となるときは、その移転又は除却が困難又は不適当でないことと認められること。

(使用の認可の条件)

第十七条 使用の認可には、条件を付し、及びこれを変更することができる。

2 前項の条件は、使用の認可の趣旨に照らし、又は使用の認可に係る事項の確実な実施を図るため必要最小限のものでなければならない。

(関係行政機関の意見の聴取等)

第十八条 国土交通大臣又は都道府県知事は、使用の認可に関する処分を行う場合において、第十四条第五項の規定により意見書の添付がなかったときその他必要があると認めるときは、同条第二項第八号の事業の用に供する者又は申請に係る事業の施行について関係のある行政機関の意見を求めなければならない。ただし、同号の事業の用に供する者については、その者を通知することができないときその他その意見を求めることができないときは、この限りでない。

2 申請に係る事業の施行について関係のある行政機関は、使用の認可に関する処分について、国土交通大臣又は都道府県知事に対して意見を述べることができる。

(説明会の開催等)

第十九条 国土交通大臣又は都道府県知事は、使用の認可に関する処分を行う場合において必要があると認めるときは、申請に係る事業者に対し、事業区域に係る土地及びその付近地の住民に、説明会の開催等使用認可申請書及びその添付書類の内容を周知させるため必要な措置を講ずるよう求めることができる。

(使用の認可の手續に関する土地収用法の準用)

第二十条 国土交通大臣又は都道府県知事が使用の認可に関する処分を行う場合の手續については、前二条に規定するもののほか、土地収用法第二十二條から第二十五條までの規定を準用する。この場合において、同法第二十二條、第二十三條第一項、第二十四條第一項及び第二十五條第一項中「事業の認定」とあり、並びに同法第二十二條中「認定」とあるのは「使用の認可」と、同法第二十三條第二項並びに第二十四條第二項及び第四項中「起業者」とあるのは「事業者」と、同法第二十三條第二項及び第二十四條第一項から第四項までの規定中「起業者」とあるのは「事業区域」と、同法第二十二條中「認定」とあるのは「大深度地下の公共的使用に関する特別措置法第十六條」と、同項及び同法第三項中「事業認定申請書」とあるのは「使用認可申請書」と読み替えるものとする。

(使用の認可の告示等)

第二十一条 国土交通大臣又は都道府県知事は、第十六条の規定によつて使用の認可をしたときは、遅滞なく、その旨を当該使用の認可を受けた事業者(以下「認可事業者」という。)に文書で通知するとともに、次に掲げる事項をそれぞれ官報又は当該都道府県の公報で告示しなければならない。

- 一 認可事業者の名称
- 二 事業の種類
- 三 事業区域
- 四 事業により設置する施設又は工作物の耐力
- 五 使用の期間

2 国土交通大臣は、前項の規定による告示をしたときは、直ちに、関係都道府県知事にその旨を通知するとともに、事業区域を表示する図面の写しを送付しなければならない。

3 都道府県知事は、第一項の規定による告示をしたときは、直ちに、国土交通大臣にその旨を報告し、国土交通大臣の要求があつた場合においては、使用の認可に関する書類の写しを送付しなければならない。

4 使用の認可は、第一項の規定による告示があつた日から、その効力を生ずる。

(事業区域を表示する図面の長期縦覧)

第二十二条 国土交通大臣又は都道府県知事は、第十六条の規定によつて使用の認可をしたときは、直ちに、事業区域が所在する市町村の長にその旨を通知しなければならない。

2 市町村長は、前項の通知を受けたときは、直ちに、第二十条において準用する土地収用法第二十四條第一項の規定により送付を受けた事業区域を表示する図面を、第二十九條第四項において準用する第二十八條第六項又は第三十條第三項若しくは第四項(事業区域の全部の使用が廃止された場合に限り)の規定による通知を受ける日まで公衆の縦覧に供しなければならない。

3 土地収用法第二十四條第四項及び第五項の規定は、市町村長が第一項の通知を受けた日から二週間を経過しても前項の規定による手続を行わない場合に準用する。この場合において、同条第四項中「起業者」とあるのは「事業区域」と、「起業者」とあるのは「事業者」と読み替えるものとする。

(登録簿)

第二十三条 都道府県知事は、その管轄区域における大深度地下の使用の認可に関する登録簿(次項において単に「登録簿」という。)を調製し、公衆の縦覧に供するとともに、請求があつたときはその写しを交付しなければならない。

2 登録簿の調製、縦覧その他登録簿に関し必要

な事項は、国土交通省令で定める。

(使用の認可の拒否)

第二十四条 国土交通大臣又は都道府県知事は、使用の認可を拒否したときは、遅滞なく、その旨を申請に係る事業者に文書で通知しなければならない。

(使用の認可の効果)

第二十五条 第二十一条第一項の規定による告示があったときは、当該告示の日において、認可事業者は、当該告示に係る使用の期間中事業区域を使用する権利を取得し、当該事業区域に係る土地に関するその他の権利は、認可事業者による事業区域の使用を妨げ、又は当該告示に係る施設若しくは工作物の耐力及び事業区域の位置からみて認可事業者による事業区域の使用に支障を及ぼす限度においてその行使を制限される。

(占用の許可等の特例)

第二十六条 前条の規定に基づく認可事業者による事業区域の使用については、道路法、河川法その他の法令中占用の許可及び占用料の徴収に関する規定は、適用しない。

(使用の認可に基づく地位の承継)

第二十七条 相続人、合併により設立される法人その他認可事業者の一般承継人は、被承継人が有していた使用の認可に基づく地位を承継する。

(権利の譲渡)

第二十八条 使用の認可に基づく権利の全部又は一部は、第十一条第一項の事業にあっては国土交通大臣、同条第二項の事業にあっては都道府県知事の承認を受けなければ、譲渡することができない。

2 前項の規定による国土交通大臣への承認の申請は、事業所管大臣を経由して行わなければならない。この場合においては、事業所管大臣は、遅滞なく、申請書を検討し、意見を付して、国土交通大臣に送付するものとする。

3 第一項の規定による承認の申請書の様式は、

国土交通省令で定める。

4 第十七条の規定は、第一項の規定による承認について準用する。

5 国土交通大臣又は都道府県知事は、第一項の規定による承認をしたときは、それぞれ官報又は当該都道府県の公報で告示しなければならない。

6 国土交通大臣又は都道府県知事は、前項の規定による告示をしたときは、直ちに、その旨を、事業区域が所在する市町村の長に通知するとともに、国土交通大臣にあっては関係都道府県知事に通知し、都道府県知事にあっては国土交通大臣に報告しなければならない。

7 使用の認可に基づく権利の全部又は一部を譲り受けた者は、譲渡人が有していた使用の認可に基づく地位を承継する。

(使用の認可の取消)

第二十九条 国土交通大臣又は都道府県知事は、認可事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、使用の認可(前条第一項の規定による承認を含む。以下この条において同じ)を取り消すことができる。

一 この法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反したとき。
二 施行する事業が第十六条各号に掲げる要件のいずれかに該当しないこととなったとき。
三 正当な理由なく事業計画に従って事業を施行していないと認められるとき。

四 第十七条(前条第四項において準用する場合を含む。)の規定により使用の認可に付された条件に違反したとき。
2 国土交通大臣は、前項の規定により使用の認可を取り消そうとするときは、あらかじめ、事業所管大臣の意見を聴かなければならない。

3 国土交通大臣又は都道府県知事は、第一項の規定により使用の認可を取り消したときは、それぞれ官報又は当該都道府県の公報で告示しなければならない。

4 前条第六項の規定は、前項の規定による告示

をした場合に準用する。

5 使用の認可は、第三項の規定による告示があった日から将来に向かって、その効力を失う。

(事業の廃止又は変更)

第三十条 第二十一条第一項の規定による告示があった後、認可事業者が事業の全部若しくは一部を廃止し、又はこれを変更したために事業区域の全部又は一部を使用する必要がなくなったときは、認可事業者は、遅滞なく、国土交通省令で定めるところにより、国土交通大臣又は都道府県知事にその旨(事業区域の一部を使用する必要がなくなったとき)を、使用の必要がない事業区域の部分及びこれを表示する図面を含む。)を届け出なければならない。

2 国土交通大臣又は都道府県知事は、前項の規定による届出を受け取ったときは、事業区域の全部又は一部の使用が廃止されたこと(事業区域の一部の使用の廃止にあっては、使用の廃止に係る事業区域の部分を含む。)を、それぞれ官報又は当該都道府県の公報で告示しなければならない。

3 国土交通大臣は、前項の規定による告示をしたときは、直ちに、事業区域が所在する市町村の長及び関係都道府県知事に、その旨を通知するとともに、事業区域の一部の使用の廃止にあっては、使用の廃止に係る事業区域の部分を表示する図面の写しを送付しなければならない。

4 都道府県知事は、第二項の規定による告示をしたときは、直ちに、その旨を、事業区域が所在する市町村の長に通知し、国土交通大臣に報告するとともに、事業区域の一部の使用の廃止にあっては、当該市町村長に使用の廃止に係る事業区域の部分を表示する図面の写しを送付しなければならない。

5 第三項又は前項の通知(事業区域の一部の使用の廃止に係るものに限る。次項において同じ。)を受けた市町村長は、直ちに、使用の廃止

に係る事業区域の部分を表示する図面を第二十二條第二項に規定する日まで公衆の縦覧に供しなければならない。

6 土地収用法第二十四条第四項及び第五項の規定は、市町村長が第三項又は第四項の通知を受けた日から二週間を経過しても前項の規定による手続を行わない場合に準用する。この場合において、同条第四項中「起業者」とあるのは「事業区域」と、「起業者」とあるのは「事業者」と読み替えるものとする。

7 使用の認可は、第二項の規定による告示があった日から将来に向かって、その効力(事業区域の一部の使用の廃止に係るもの)にあっては、使用の廃止に係る事業区域の部分における効力)を失う。

第四章 事業区域の明渡し等
(事業区域の明渡し)

第三十一条 認可事業者は、事業の施行のため必要があるときは、事業区域にある物件を占有している者に対し、期限を定めて、事業区域の明渡しを求めることができる。

2 前項の規定による明渡しの期限は、同項の請求をした日の翌日から起算して三十日を経過した後の日でなければならない。

3 第一項の規定による明渡し請求があった物件を占有している者は、明渡し期限までに、物件の引渡し又は移転(以下この章において「物件の引渡し等」という。)を行わなければならない。ただし、次条第三項の規定による支払がないときは、この限りでない。

4 第一項に規定する処分については、行政手続法(平成五年法律第八十八号)第三章の規定は、適用しない。

(事業区域の明渡しに伴う損失の補償)

第三十二条 認可事業者は、前条の規定による物件の引渡し等により同条第一項の物件に関し権利を有する者が通常受ける損失を補償しなければならない。

2 前項の規定による損失の補償は、認可事業者

と損失を受けた者とが協議して定めなければならない。

3 認可事業者は、前条第二項の明渡し期限までに第一項の規定による補償金を支払わなければならない。

4 第二項の規定による協議が成立しないときは、土地収用法第九十四条第二項から第十二項までの規定を準用する。この場合において、同条第二項中「起業者」とあるのは「認可事業者」と、同条第七項中「この法律」とあるのは「大深度地下の公共的使用に関する特別措置法」と読み替えるものとする。

5 前項において準用する土地収用法第九十四条第二項又は第九項の規定による裁決の申請又は訴えの提起は、事業の進行及び事業区域の使用を停止しない。

(補償金の供託)

第三十三条 認可事業者は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、前条第三項の規定による補償金の支払に代えて、これを供託することができる。

一 補償金を受けるべき者がその受領を拒んだとき、又は補償金を受領することができないとき。

二 認可事業者が過失がなく補償金を受けるべき者を確定することができないとき。

三 認可事業者が収用委員会が裁決した補償金の額に対して不服があるとき。

四 認可事業者が差押え又は仮差押えにより補償金の払渡しを禁じられたとき。

2 前項第三号の場合において、補償金を受けるべき者の請求があるときは、認可事業者は、自己の見積り金額を払い渡し、裁決による補償金の額との差額を供託しなければならない。

3 認可事業者は、先取特権、質権若しくは抵当権又は仮登記若しくは買戻しの特約の登記に係る権利の目的物について補償金を支払うときは、これらの権利者のすべてから供託しなくてもよい旨の申出があったときを除き、その補償

金を供託しなければならない。

4 前三項の規定による供託は、事業区域の所在地の供託所にしなければならない。

5 認可事業者は、第一項から第三項までの規定による供託をしたときは、遅滞なく、その旨を補償金を取得すべき者に通知しなければならない。

(物上代位)

第三十四条 前条第三項の先取特権、質権又は抵当権を有する者は、同項の規定により供託された補償金に対してその権利を行うことができる。

(事業区域の明渡しの代行)

第三十五条 第三十一条第三項本文の場合において次の各号のいずれかに該当するときは、市町村長は、認可事業者の請求により、物件の引渡し等を行うべき者(以下この条及び次条において「義務者」という。)に代わって、物件を引き渡し、又は移転しなければならない。

一 義務者がその責めに帰することができない理由によりその義務を履行することができないとき。

二 認可事業者が過失がなく義務者を確定することができないとき。

2 市町村長は、前項の規定により物件の引渡し等を行うのに要した費用を義務者から徴収するものとする。

3 前項の場合において、市町村長は、義務者及び認可事業者にあらかじめ通知した上で、第一項の規定により市町村長が物件の引渡し等を行うのに要した費用に充てため、その費用の額の範囲内で、義務者が認可事業者から受けるべき第三十二条第一項の補償金を義務者に代わって受けることができる。

4 認可事業者が前項の規定により補償金の全部又は一部を市町村長に支払った場合においては、この法律の適用については、認可事業者が市町村長に支払った金額の限度において、第三十二条第一項の補償金を支払ったものとみなす。

5 市町村長は、第二項に規定する費用を第三項の規定により徴収することができないとき、又は徴収することが適当でないとき、又は義務者に対し、あらかじめ納付すべき金額並びに納付の期限及び場所を通知して、これを納付させるものとする。

6 市町村長は、前項の規定によって通知を受けた者が同項の規定によって通知された期限を経過しても同項の規定により納付すべき金額を完納しないときは、督促状によって納付すべき期限を指定して督促しなければならない。

7 前項の規定による督促を受けた者がその指定の期限までに第五項の規定により納付すべき金額を納付しないときは、市町村長は、国税滞納処分の例によって、これを徴収することができる。この場合における徴収金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。

(事業区域の明渡しの代執行)

第三十六条 第三十一条第三項本文の場合において義務者がその義務を履行しないとき、履行しても十分でないとき、又は履行しても明渡しの期限までに完了する見込みがないときは、都道府県知事は、認可事業者の請求により、行政代執行法(昭和二十三年法律第四十三号)の定めるところに従い、自ら義務者のなすべき行為をし、又は第三者をしてこれをさせることができる。

2 前条第三項及び第四項の規定は、都道府県知事が前項の規定による代執行に要した費用を徴収する場合に準用する。

(その他の損失の補償)

第三十七条 第三十二条第一項に規定する損失のほか、第二十五条の規定による権利の行使の制限によって具体的な損失が生じたときは、当該損失を受けた者は、第二十一条第一項の規定による告示の日から一年以内に限り、認可事業者に対し、その損失の補償を請求することができる。

2 前項の規定による損失の補償については、第三十二条第二項、第四項及び第五項の規定を準用する。

(原状回復の義務)

第三十八条 認可事業者は、使用の認可の取消し、事業の廃止又は変更その他の事由によって事業区域の全部又は一部を使用する必要があるなくなったときは、遅滞なく、当該事業区域の全部若しくは一部を原状に復し、又は当該事業区域の全部若しくは一部及びその周辺における安全の確保若しくは環境の保全のため必要な措置をとらなければならない。

第五章 雑則

(手数料)

第三十九条 第十四条の規定によって国土交通大臣に対して使用の認可を申請する者は、国に実費を勘案して政令で定める額の手料を納付しなければならない。ただし、その者が国又は都道府県であるときは、この限りでない。

(鑑定人等の旅費及び手当の負担)

第四十条 第九条又は第三十二条第四項(第三十七条第二項において準用する場合を含む。)において準用する土地収用法第九十四条第六項において準用する同法第六十五条第六項の規定による鑑定人及び参考人の旅費及び手当は、事業者の負担とする。

(行政手続法の適用除外)

第四十一条 この法律において準用する土地収用法の規定により収用委員会又はその会長若しくは指名委員がする処分については、行政手続法第二章及び第三章の規定は、適用しない。

(都道府県知事がした処分に対する審査請求)

第四十二条 都道府県知事がした使用の認可に関する処分不服がある者は、国土交通大臣に対して審査請求をすることができる。

(不服申立てに対する決定及び裁決)

第四十三条 国土交通大臣の第十一条第一項の事業に係る使用の認可に関する処分についての異議申立て又は審査請求に対する決定又は裁決

は、事業所管大臣の意見を聴いた後にしなければならぬ。

2 国土交通大臣は、使用の認可についての異議申立て又は審査請求があった場合において、使用の認可に至るまでの手続その他の行為に關して違法があつても、それが輕微なものであつて使用の認可に影響を及ぼすおそれがないと認めるときは、決定又は裁決をもつて当該異議申立て又は審査請求を棄却することができる。

(使用の認可の手続の省略)

第四十四条 異議申立て又は審査請求に対する決定又は裁決により使用の認可が取り消された場合において、国土交通大臣又は都道府県知事が再び使用の認可に關する処分をしようとするときは、使用の認可につき既に行った手続その他の行為は、法令の規定に違反するものとして当該取消しの理由となつたものを除き、省略することができる。

(訴訟)

第四十五条 この法律において準用する土地収用法の規定に基づく収用委員会の裁決に關する訴えは、これを提起した者が事業者であるときは損失を受けた者を、損失を受けた者であるときは事業者を、それぞれ被告としなければならない。

(期間の計算、通知及び書類の送達の方法に關する土地収用法の準用)

第四十六条 この法律又はこの法律に基づく命令の規定による期間の計算、通知及び書類の送達の方法については、土地収用法第百三十五条の規定を準用する。

(代理人)

第四十七条 この法律で定める手続その他の行為を代理人が行うときは、当該代理人は、書面をもつて、その権限を証明しなければならない。

(権限の委任)

第四十八条 この法律に規定する国土交通大臣又は事業所管大臣の権限は、政令で定めるところにより、その一部を地方支分部局の長に委任す

ることができる。

(事務の区分)

第四十九条 この法律の規定により地方公共団体が処理することとされている事務のうち、次の各号に掲げるもの(第十一條第一項の事業に關するものに限る。)は地方自治法第二條第九項第一号に規定する第一号法定受託事務と、第二号に掲げるもの(第十一條第二項の事業に關するものに限る。)は同法第二條第九項第二号に規定する第二号法定受託事務とする。

一 都道府県が第九條において準用する土地収用法第十一條第一項及び第四項並びに第十四條第一項、第二十條において準用する同法第二十四條第四項及び第五項並びに第二十五條第二項、第二十二條第三項及び第三十條第六項において準用する同法第二十四條第四項及び第五項、第二十三條第一項、第三十六條第一項並びに同條第二項において準用する第三十五條第三項の規定により処理することとされている事務

二 市町村が第九條において準用する土地収用法第十二條第二項並びに第十四條第一項及び第三項、第二十條において準用する同法第二十四條第二項、第二十二條第二項、第三十條第五項並びに第三十五條第一項から第三項まで、第五項及び第六項の規定により処理することとされている事務

(指定都市の区に關する特例)

第五十条 この法律(第七條第三項を除く。)の規定中市町村又は市町村長に關する規定は、地方自治法第二百五十二條の十九條第一項の指定都市にあつては、当該市の区若しくは区長に適用する。

(政令への委任)

第五十一条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のために必要な手続その他の事項については、政令で定める。

第六章 罰則

第五十二条 第九條又は第三十二條第四項(第三

十七條第二項において準用する場合を含む。以下この章において同じ。)において準用する土地収用法第九十四條第六項において準用する同法第六十五條第一項第二号の規定によつて、収用委員会に出頭を命じられた鑑定人が虚偽の鑑定をしたときは、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第五十三条 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。

一 第九條において準用する土地収用法第十一條第一項に規定する場合において、都道府県知事の許可を受けずに土地に立ち入り、又は立ち入らせた事業者

二 第九條において準用する土地収用法第十三條の規定に違反して同法第十一條第三項の規定による立入りを拒み、又は妨げた者

三 第九條において準用する土地収用法第十四條第一項に規定する場合において、市町村長の許可を受けずに障害物を伐除した者又は都道府県知事の許可を受けずに土地に試掘等(同項に規定する試掘等をいう。)を行った者

第五十四条 第九條又は第三十二條第四項において準用する土地収用法第九十四條第六項において準用する同法第六十五條第一項第三号の規定による実地調査を拒み、妨げ、又は忌避した者は、二十万円以下の罰金に処する。

第五十五条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に關し、前二條の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本條の刑を科する。

第五十六条 次の各号のいずれかに該当する場合は、十万円以下の過料に処する。

一 第九條又は第三十二條第四項において準用する土地収用法第九十四條第六項において準用する同法第六十五條第一項第一号の規定により出頭を命じられた者が、正当の事由がなく出頭せず、陳述せず、又は虚偽の陳述をしたとき。

二 第九條又は第三十二條第四項において準用する土地収用法第九十四條第六項において準用する同法第六十五條第一項第一号の規定により資料の提出を命じられた者が、正当の事由がなく資料を提出せず、又は虚偽の資料を提出したとき。

三 第九條又は第三十二條第四項において準用する土地収用法第九十四條第六項において準用する同法第六十五條第一項第二号の規定により出頭を命じられた鑑定人が、正当の事由がなく出頭せず、又は鑑定をしないとき。

附則

(施行期日)
1 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(地方自治法の一部改正)
2 地方自治法の一部を次のように改正する。
別表第一に次のように加える。

大深度地下の公共的使用に關する特別措置法(平成十二年法律第 号)

この法律の規定により地方公共団体が処理することとされている事務のうち、次に掲げるもの(第十一條第一項の事業に關するものに限る。)
一 都道府県が第九條において準用する土地収用法第十一條第一項及び第四項並びに第十四條第一項、第二十條において準用する同法第二十四條第四項及び第五項並びに

別表第二に次のように加える。

第二十五条第二項、第二十二條第三項及び第三十條第六項において準用する同法第二十四條第四項及び第五項、第二十三條第一項、第三十六條第一項並びに同条第二項において準用する第三十五條第三項の規定により処理することとされている事務

二 市町村が第九條において準用する土地収用法第十二條第二項並びに第十四條第一項及び第三項、第二十條において準用する同法第二十四條第二項、第二十二條第二項、第三十條第五項並びに第三十五條第一項から第三項まで、第五項及び第六項の規定により処理することとされている事務

大深度地下の公共的使用に関する特別措置法（平成十二年法律第 号）

この法律の規定により地方公共団体が処理することとされている事務のうち、市町村が第九條において準用する土地収用法第十二條第二項並びに第十四條第一項及び第三項、第二十條において準用する同法第二十四條第二項、第二十二條第二項、第三十條第五項並びに第三十五條第一項から第三項まで、第五項及び第六項の規定により処理することとされている事務（第十一條第二項の事業に関するものに限る。）

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律案

法律

目次

- 第一章 総則（第一条・第二条）
- 第二章 基本方針等（第三条―第八條）
- 第三章 分別解体等の実施（第九條―第十五條）
- 第四章 再資源化等の実施（第十六條―第二十二條）
- 第五章 解体工事業（第二十一條―第三十七條）
- 第六章 雑則（第三十八條―第四十七條）
- 第七章 罰則（第四十八條―第五十三條）
- 附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、特定の建設資材について、その分別解体等及び再資源化等を促進するための措置を講ずるとともに、解体工事業者について登録制度を実施すること等により、再生資源の十分な利用及び廃棄物の減量等を通じて、資源の有効な利用の確保及び廃棄物の適正な処理を図り、もって生活環境の保全及び国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「建設資材」とは、土木建築に関する工事（以下「建設工事」という。）に使用する資材をいう。

2 この法律において「建設資材廃棄物」とは、建設資材が廃棄物（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第三十七号）第二

条第一項に規定する廃棄物をいう。以下同じ。）となったものをいう。

3 この法律において「分別解体等」とは、次の各号に掲げる工事の種類に応じ、それぞれ当該各号に定める行為をいう。

一 建築物その他の工作物（以下「建築物等」という。）の全部又は一部を解体する建設工事（以下「解体工事」という。） 建築物等に用いられた建設資材に係る建設資材廃棄物をその種類ごとに分別しつつ当該工事を計画的に施工する行為

二 建築物等の新築その他の解体工事以外の建設工事（以下「新築工事等」という。） 当該工事に伴い副次的に生ずる建設資材廃棄物をその種類ごとに分別しつつ当該工事を施工する行為

4 この法律において建設資材廃棄物について「再資源化」とは、次に掲げる行為であって、分別解体等に伴って生じた建設資材廃棄物の運搬又は処分（再生することを含む。）に該当するものをいう。

一 分別解体等に伴って生じた建設資材廃棄物について、資材又は原材料として利用すること（建設資材廃棄物をそのまま用いることを除く。）ができる状態にする行為

二 分別解体等に伴って生じた建設資材廃棄物であって燃焼の用に供することができるもの又はその可能性のあるものについて、熱を得ることに利用することができる状態にする行為

5 この法律において「特定建設資材」とは、コンクリート、木材その他建設資材のうち、建設資材廃棄物となった場合におけるその再資源化が資源の有効な利用及び廃棄物の減量を図る上で特に必要であり、かつ、その再資源化が経済性の面において制約が著しくないと認められるものとして政令で定めるものをいう。

6 この法律において「特定建設資材廃棄物」とは、特定建設資材が廃棄物となったものをいう。

は、特定建設資材が廃棄物となったものをいう。

7 この法律において建設資材廃棄物について「縮減」とは、焼却、脱水、圧縮その他の方法により建設資材廃棄物の大きさを減ずる行為をいう。

8 この法律において建設資材廃棄物について「再資源化等」とは、再資源化及び縮減をいう。

9 この法律において「建設業」とは、建設工事を請け負う営業（その請け負った建設工事を他の者に請け負わせて営むものを含む。）をいう。

10 この法律において「下請契約」とは、建設工事を他の者から請け負った建設業を営む者（以下「発注者」という。）と建設業を営む者との間で当該建設工事の全部又は一部について締結される請負契約をいい、「発注者」とは、建設工事（他の者から請け負ったものを除く。）の注文者（以下「元請業者」という。）を発注者から直接建設工事を請け負った建設業を営む者をいい、「下請負人」とは、下請契約における請負人をいう。

11 この法律において「解体工事業」とは、建設業のうち建築物等を除却するための解体工事を請け負う営業（その請け負った解体工事を他の者に請け負わせて営むものを含む。）をいう。

12 この法律において「解体工事業者」とは、第二十一條第一項の登録を受けて解体工事業を営む者をいう。

第二章 基本方針等（基本方針）

第三条 主務大臣は、建設工事に係る資材の有効な利用の確保及び廃棄物の適正な処理を図るため、特定建設資材に係る分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の促進等に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めるものとする。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 特定建設資材に係る分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の促進等の基本的

方向

二 建設資材廃棄物の排出の抑制のための方策に関する事項

三 特定建設資材廃棄物の再資源化等に関する目標の設定その他特定建設資材廃棄物の再資源化等の促進のための方策に関する事項

四 特定建設資材廃棄物の再資源化により得られた物の利用の促進のための方策に関する事項

五 環境の保全に資するものとしての特定建設資材に係る分別解体等、特定建設資材廃棄物の再資源化等及び特定建設資材廃棄物の再資源化により得られた物の利用の意義に関する知識の普及に係る事項

六 その他特定建設資材に係る分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の促進等に関する重要事項

3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(実施に関する指針)

第四条 都道府県知事は、基本方針に即し、当該都道府県における特定建設資材に係る分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の促進等の実施に関する指針を定めるものとする。

2 都道府県知事は、前項の指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(建設業を営む者の責務)

第五条 建設業を営む者は、建築物等の設計及びこれに用いる建設資材の選択、建設工事の施工方法等を工夫することにより、建設資材廃棄物の発生を抑制するとともに、分別解体等及び建設資材廃棄物の再資源化等に要する費用を低減するよう努めなければならない。

2 建設業を営む者は、建設資材廃棄物の再資源化により得られた建設資材(建設資材廃棄物の再資源化により得られた物を使用した建設資材を含む。次条及び第四十一条において同じ)を

使用するよう努めなければならない。

(発注者の責務)

第六条 発注者は、その注文する建設工事について、分別解体等及び建設資材廃棄物の再資源化等に要する費用の適正な負担、建設資材廃棄物の再資源化により得られた建設資材の使用等により、分別解体等及び建設資材廃棄物の再資源化等の促進に努めなければならない。

(国の責務)

第七条 国は、建築物等の解体工事に関し必要な情報の収集、整理及び活用、分別解体等及び建設資材廃棄物の再資源化等の促進に資する科学技術の振興を図るための研究開発の推進及びその成果の普及等必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 国は、教育活動、広報活動等を通じて、分別解体等、建設資材廃棄物の再資源化等及び建設資材廃棄物の再資源化により得られた物の利用の促進に関する国民の理解を深めるとともに、その実施に関する国民の協力を求めるよう努めなければならない。

3 国は、建設資材廃棄物の再資源化等を促進するために必要な資金の確保その他の措置を講ずるよう努めなければならない。

(地方公共団体の責務)

第八条 都道府県及び市町村は、国の施策と相まって、当該地域の実情に応じ、分別解体等及び建設資材廃棄物の再資源化等を促進するよう必要な措置を講ずることに努めなければならない。

第三章 分別解体等の実施

(分別解体等実施義務)

第九条 特定建設資材を用いた建築物等に係る解体工事又はその施工に特定建設資材を使用する新築工事等であつて、その規模が第三項又は第四項の建設工事の規模に関する基準以上のもの(以下「対象建設工事」という。)の受注者(当該対象建設工事の全部又は一部について下請契約が締結されている場合における各下請負人を含む。

以下「対象建設工事受注者」という。)又はこれを請負契約によらないで自ら施工する者(以下単に「自主施工者」という。)は、正当な理由がある場合を除き、分別解体等を行わなければならない。

2 前項の分別解体等は、特定建設資材廃棄物をその種類ごとに分別することを確保するための適切な施工方法に関する基準として主務省令で定める基準に従い、行わなければならない。

3 建設工事の規模に関する基準は、政令で定める。

4 都道府県は、当該都道府県の区域のうちに、特定建設資材廃棄物の再資源化等をするための施設及び廃棄物の最終処分場における処理量の見込みその他の事情から判断して前項の基準によつては当該区域において生じる特定建設資材廃棄物をその再資源化等により減量することが十分でないとして認められる区域があるときは、当該区域について、条例で、同項の基準に代えて適用すべき建設工事の規模に関する基準を定めることができる。

(対象建設工事の届出等)

第十条 対象建設工事の発注者又は自主施工者は、工事に着手する日の七日前までに、主務省令で定めるところにより、次に掲げる事項を都道府県知事に届け出なければならない。

一 解体工事である場合においては、解体する建築物等の構造

二 新築工事等である場合においては、使用する特定建設資材の種類

三 工事着手の時期及び工程の概要

四 分別解体等の計画

五 解体工事である場合においては、解体する建築物等に用いられた建設資材の量の見込み

六 その他主務省令で定める事項

2 前項の規定による届出をした者は、その届出に係る事項のうち主務省令で定める事項を変更しようとするときは、その届出に係る工事に着手する日の七日前までに、主務省令で定めると

ころにより、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

3 都道府県知事は、第一項又は前項の規定による届出があつた場合において、その届出に係る分別解体等の計画が前条第二項の主務省令で定める基準に適合しないと認めるときは、その届出を受理した日から七日以内に限り、その届出をした者に対し、その届出に係る分別解体等の計画の変更その他必要な措置を命ずることができ

(国等に関する特例)

第十一条 国の機関又は地方公共団体は、前条第一項の規定により届出を要する行為をしようとするときは、あらかじめ、都道府県知事にその旨を通知しなければならない。

(対象建設工事の届出に係る事項の説明等)

第十二条 対象建設工事(他の者から請け負ったものを除く。)を発注しようとする者から直接当該工事を請け負おうとする建設業を営む者は、当該発注しようとする者に対し、少なくとも第十條第一項第一号から第五号までに掲げる事項について、これらの事項を記載した書面を交付して説明しなければならない。

2 対象建設工事受注者は、その請け負った建設工事の全部又は一部を他の建設業を営む者に請け負わせようとするときは、当該他の建設業を営む者に対し、当該対象建設工事について第十條第一項の規定により届け出られた事項(同条第二項の規定による変更の届出があつた場合には、その変更後のもの)を告げなければならない。

(対象建設工事の請負契約に係る書面の記載事項)

第十三条 対象建設工事の請負契約(当該対象建設工事の全部又は一部について下請契約が締結されている場合における各下請契約を含む。次項において同じ。)の当事者は、建設業法(昭和二十四年法律第百号)第十九条第一項に定めるもののほか、分別解体等の方法、解体工事に要

する費用その他の主務省令で定める事項を書面に記載し、署名又は記名押印をして相互に交付しなければならない。

2 対象建設工事の請負契約の当事者は、請負契約の内容で前項に規定する事項に該当するものを変更するときは、その変更の内容を書面に記載し、署名又は記名押印をして相互に交付しなければならない。

(助言又は勧告)

第十四条 都道府県知事は、対象建設工事受注者又は自主施工者の分別解体等の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、第四条第一項の指針を勧告して、当該対象建設工事受注者又は自主施工者に対し、分別解体等の実施に関し必要な助言又は勧告をすることができ(命令)

第十五条 都道府県知事は、対象建設工事受注者又は自主施工者が正当な理由がなく分別解体等の適正な実施に必要な行為をしない場合において、分別解体等の適正な実施を確保するため特に必要があると認めるときは、第四条第一項の指針を勧告して、当該対象建設工事受注者又は自主施工者に対し、分別解体等の方法の変更その他必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

第四章 再資源化等の実施
(再資源化等実施義務)

第十六条 対象建設工事受注者は、分別解体等に伴って生じた特定建設資材廃棄物について、再資源化をしなければならない。ただし、特定建設資材廃棄物でその再資源化について一定の施設を必要とするもののうち政令で定めるもの(以下この条において「指定建設資材廃棄物」という。)に該当する特定建設資材廃棄物については、主務省令で定める距離に関する基準の範囲内に当該指定建設資材廃棄物の再資源化をするための施設が存しない場所等工事を行う場合その他地理的条件、交通事情その他の事情に

より再資源化をすることには相当程度に経済性の面での制約があるものとして主務省令で定める場合には、再資源化に代えて縮減をすれば足(命令)

第十七条 都道府県は、当該都道府県の区域における対象建設工事の施工に伴って生じる特定建設資材廃棄物の発生量の見込み及び廃棄物の最終処分場における処理量の見込みその他の事情を考慮して、当該都道府県の区域において生じる特定建設資材廃棄物の再資源化による減量を図るため必要と認めるときは、条例で、前条の距離に関する基準に代えて適用すべき距離に関する基準を定めることができる。

(発注者への報告等)

第十八条 対象建設工事の元請業者は、当該工事に係る特定建設資材廃棄物の再資源化等が完了したときは、主務省令で定めるところにより、その旨を当該工事の発注者に書面で報告するとともに、当該再資源化等の実施状況に関する記録を作成し、これを保存しなければならない。

2 前項の規定による報告を受けた発注者は、同項に規定する再資源化等が適正に行われなかったと認めるときは、都道府県知事に対し、その旨を申告し、適当な措置をとるべきことを求めることができる。

(助言又は勧告)

第十九条 都道府県知事は、対象建設工事受注者の特定建設資材廃棄物の再資源化等の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、第四条第一項の指針を勧告して、当該対象建設工事受注者に対し、特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施に関し必要な助言又は勧告をすることができ(命令)

第二十条 都道府県知事は、対象建設工事受注者が正当な理由がなく特定建設資材廃棄物の再資源化等の適正な実施に必要な行為をしない場合において、特定建設資材廃棄物の再資源化等の適正な実施を確保するため特に必要があると

認めるときは、第四条第一項の指針を勧告して、当該対象建設工事受注者に対し、特定建設資材廃棄物の再資源化等の方法の変更その他必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

第五章 解体工事業者

(解体工事業者の登録)

第二十一条 解体工事業者を営もうとする者(建設業法別表の下欄に掲げる土木工事業、建築工事業又は土工事業に係る同法第三条第一項の許可を受けた者を除く)は、当該業を行おうとする区域を管轄する都道府県知事の登録を受けなければならない。

2 前項の登録は、五年ごとにその更新を受けなければならない。その期間の経過によって、その効力を失う。

3 前項の更新の申請があった場合において、同項の期間(以下「登録の有効期間」という。)の満了の日までにその申請に対する処分がされないときは、従前の登録は、登録の有効期間の満了後もその処分がされるまでの間は、なおその効力を有する。

4 前項の場合において、登録の更新がされたときは、その登録の有効期間は、従前の登録の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。

5 第一項の登録(第二項の登録の更新を含む。以下「解体工事業者の登録」という。)を受けた者が、第一項に規定する許可を受けたときは、その登録は、その効力を失う。

(登録の申請)

第二十二條 解体工事業者の登録を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を都道府県知事に提出しなければならない。

一 商号、名称又は氏名及び住所
二 営業所の名称及び所在地
三 法人である場合においては、その役員(業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者をいう。以下この章において同じ。)の氏

名
四 未成年者である場合においては、その法定代理人の氏名及び住所
五 第三十一条に規定する者の氏名

2 前項の申請書には、解体工事業者の登録を受けようとする者が第二十四条第一項各号に該当しない者であることを誓約する書面その他主務省令で定める書類を添付しなければならない。

(登録の実施)

第二十三条 都道府県知事は、前条の規定による申請書の提出があったときは、次条第一項の規定により登録を拒否する場合を除くほか、次に掲げる事項を解体工事業者登録簿に登録しなければならない。

一 前条第一項各号に掲げる事項
二 登録年月日及び登録番号

2 都道府県知事は、前項の規定による登録をしたときは、遅滞なく、その旨を申請者に通知しなければならない。

(登録の拒否)

第二十四条 都道府県知事は、解体工事業者の登録を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は申請書若しくはその添付書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。

一 第三十五条第一項の規定により登録を取り消され、その処分があった日から二年を経過しない者

二 解体工事業者で法人であるものが第三十五条第一項の規定により登録を取り消された場合において、その処分があった日前三十日以内にその解体工事業者の役員であった者でその処分のあった日から二年を経過しないもの

三 第三十五条第一項の規定により事業の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者

四 この法律又はこの法律に基づく処分違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終り、又は執行を受けることがなくなった日

から二年を経過しない者

五 解体工事業者は、前項の規定により登録を有しない未成年者でその法定代理人が前各号のいずれかに該当するもの

六 法人でその役員のうち第一号から第四号までのいずれかに該当する者があるもの

七 第三十一条に規定する者を選任していない者

2 都道府県知事は、前項の規定により登録を拒否したときは、遅滞なく、その理由を示して、その旨を申請者に通知しなければならない。

(変更の届出)

第二十五条 解体工事業者は、第二十二条第一項各号に掲げる事項に変更があったときは、その日から三十日以内に、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

2 都道府県知事は、前項の規定による届出を受理したときは、当該届出に係る事項が前条第一項第五号から第七号までのいずれかに該当する場合を除き、届出があった事項を解体工事業者登録簿に登録しなければならない。

3 第二十二条第二項の規定は、第一項の規定による届出について準用する。

(解体工事業者登録簿の閲覧)

第二十六条 都道府県知事は、解体工事業者登録簿を一般の閲覧に供しなければならない。

(廃業等の届出)

第二十七条 解体工事業者が次の各号のいずれかに該当することとなった場合においては、当該各号に定める者は、その日から三十日以内に、その旨を都道府県知事(第五号に掲げる場合においては、当該廃止した解体工事業者に係る解体工事業者の登録をした都道府県知事)に届け出なければならない。

一 死亡した場合、その相続人

二 法人が合併により消滅した場合、その法人を代表する役員であった者

三 法人が破産により解散した場合、その破産管財人

四 法人が合併及び破産以外の理由により解散した場合、その清算人

五 その登録に係る都道府県の区域内において解体工事業者であった個人又は解体工事業者であった法人を代表する役員

2 解体工事業者が前項各号のいずれかに該当するに至ったときは、解体工事業者の登録は、その効力を失う。

(登録の抹消)

第二十八条 都道府県知事は、第二十一条第二項若しくは第五項若しくは前条第二項の規定により登録がその効力を失ったとき、又は第三十五条第一項の規定により登録を取り消したときは、当該解体工事業者の登録を抹消しなければならない。

(登録の取消し等の場合における解体工事の措置)

第二十九条 解体工事業者について、第二十一条第二項若しくは第二十七条第二項の規定により登録が効力を失ったとき、又は第三十五条第一項の規定により登録が取り消されたときは、当該解体工事業者であった者又はその一般承継人は、登録がその効力を失う前又は当該処分を受ける前に締結された請負契約に係る解体工事に限り施工することができ、この場合において、これらの者は、登録がその効力を失った後又は当該処分を受けた後、遅滞なく、その旨を当該解体工事の注文者に通知しなければならない。

2 都道府県知事は、前項の規定にかかわらず、公益上必要があると認めるときは、当該解体工事の施工の差止めを命ずることができる。

3 第一項の規定により解体工事を施工する解体工事業者であった者又はその一般承継人は、当該解体工事を完成する目的の範囲内においては、解体工事業者とみなす。

4 解体工事の注文者は、第一項の規定により通知を受けた日又は同項に規定する登録がその効

力を失ったこと、若しくは処分があったことを知った日から三十日以内に限り、その解体工事の請負契約を解除することができる。

(解体工事の施工技術の確保)

第三十条 解体工事業者は、解体工事の施工技術の確保に努めなければならない。

2 主務大臣は、前項の施工技術の確保に資するため、必要に応じ、講習の実施、資料の提供その他の措置を講ずるものとする。

(技術管理者の設置)

第三十一条 解体工事業者は、工事現場における解体工事の施工の技術上の管理をつかさどる者で主務省令で定める基準に適合するもの(以下「技術管理者」という)を選任しなければならない。

(技術管理者の職務)

第三十二条 解体工事業者は、その請け負った解体工事を施工するときは、技術管理者に当該解体工事の施工に従事する他の者の監督をさせなければならない。ただし、技術管理者以外の者が当該解体工事に従事しない場合は、この限りでない。

(標識の掲示)

第三十三条 解体工事業者は、主務省令で定めるところにより、その営業所及び解体工事の現場ごとに、公衆の見やすい場所に、商号、名称又は氏名、登録番号その他主務省令で定める事項を記載した標識を掲げなければならない。

(帳簿の備付け等)

第三十四条 解体工事業者は、主務省令で定めるところにより、その営業所ごとに帳簿を備え、その営業に関する事項で主務省令で定めるものを記載し、これを保存しなければならない。

(登録の取消し等)

第三十五条 都道府県知事は、解体工事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消し、又は六月以内の期間を定めてその事業の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一 不正の手段により解体工事業者の登録を受けたとき。

二 第二十四条第一項第二号又は第四号から第七号までのいずれかに該当することとなったとき。

三 第二十五条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

2 第二十四条第二項の規定は、前項の規定による処分をした場合に準用する。

(主務省令への委任)

第三十六条 この章に定めるもののほか、解体工事業者登録簿の様式その他解体工事業者の登録に關し必要な事項については、主務省令で定める。

(報告及び検査)

第三十七条 都道府県知事は、当該都道府県の区域内で解体工事を営む者に対して、特に必要があるとき認めるときは、その業務又は工事施工の状況につき、必要な報告をさせ、又はその職員をして営業所その他営業に係る場所のある場所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査し、若しくは関係者に質問をすることができ、

2 前項の規定により立ち入る検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立ち入る検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第六章 雑則

(分別解体等及び再資源化等に要する費用の請負代金の額の反映)

第三十八条 国は、特定建設資材に係る資源の有効利用及び特定建設資材廃棄物の減量を図るため、対象建設工事の発注者が分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等に要する費用を適正に負担することが重要であることにかんがみ、当該費用を建設工事の請負代金の額に適切に反映させることに寄与するため、この法

律の趣旨及び内容について、広報活動等を通じて国民に周知を図り、その理解と協力を得るよう努めなければならない。

(下請負人に対する元請業者の指導)

第三十九条 対象建設工事の元請業者は、各下請負人が自ら施工する建設工事の施工に伴って生じる特定建設資材廃棄物の再資源化等を適切に行うよう、当該対象建設工事における各下請負人の施工の分担関係に応じて、各下請負人の指導に努めなければならない。

(再資源化するための施設の整備)

第四十条 国及び地方公共団体は、対象建設工事受注者による特定建設資材廃棄物の再資源化の円滑かつ適正な実施を確保するためには、特定建設資材廃棄物の再資源化するための施設の適正な配置を図ることが重要であることにかんがみ、当該施設の整備を促進するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(利用の協力要請)

第四十一条 主務大臣又は都道府県知事は、対象建設工事の施工に伴って生じる特定建設資材廃棄物の再資源化の円滑な実施を確保するため、建設資材廃棄物の再資源化により得られた建設資材の利用を促進することが特に必要であると認めるときは、主務大臣にあっては関係行政機関の長に對し、都道府県知事にあっては新築工事等に係る対象建設工事の発注者(国を除く)に對し、建設資材廃棄物の再資源化により得られた建設資材の利用について必要な協力を要請することができる。

(報告の徴収)

第四十二条 都道府県知事は、特定建設資材に係る分別解体等の適正な実施を確保するために必要な限度において、政令で定めるところにより、対象建設工事の発注者、自主施工者又は対象建設工事受注者に対し、特定建設資材に係る分別解体等の実施の状況に関し報告をさせることができる。

2 都道府県知事は、特定建設資材廃棄物の再資

源化等の適正な実施を確保するために必要な限度において、政令で定めるところにより、対象建設工事受注者に対し、特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施の状況に関し報告をさせることができる。

(立入検査)

第四十三条 都道府県知事は、特定建設資材に係る分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の適正な実施を確保するために必要な限度において、政令で定めるところにより、その職員に、対象建設工事の現場又は対象建設工事受注者の営業所その他営業に関係のある場所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(主務大臣等)

第四十四条 この法律における主務大臣は、次のとおりとする。

一 第三条第一項の規定による基本方針の策定並びに同条第三項の規定による基本方針の変更及び公表に関する事項 建設大臣、厚生大臣、農林水産大臣、通商産業大臣、運輸大臣及び環境庁長官

二 第三十条第二項の規定による措置及び第四十一条の規定による協力の要請に関する事項

建設大臣

2 この法律における主務省令は、建設大臣及び厚生大臣の発する命令とする。ただし、第十条第一項及び第二項、第十三条第一項、第二十二條第二項、第三十一条、第三十三條、第三十四條、第三十六條並びに次条の主務省令については、建設大臣の発する命令とする。

(権限の委任)

第四十五条 第四十一条の規定による主務大臣の

権限は、主務省令で定めるところにより、地方支分部局の長に委任することができる。

(政令で定める市町村の長による事務の処理)

第四十六条 この法律の規定により都道府県知事の権限に属する事務の一部は、政令で定めるところにより、政令で定める市町村(特別区を含む)の長が行うこととすることができる。

(経過措置)

第四十七条 この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置(罰則に関する経過措置を含む)を定めることができる。

第七章 罰則

第四十八条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一 第二十一条第一項の規定に違反して登録を受けずに解体工事業を営んだ者

二 不正の手段によって第二十一条第一項の登録(同条第二項の登録の更新を含む)を受けた者

三 第三十五条第一項の規定による事業の停止の命令に違反して解体工事業を営んだ者

第四十九条 第十五条又は第二十条の規定による命令に違反した者は、五十万円以下の罰金に処する。

第五十条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第十条第三項の規定による命令に違反した者

二 第二十五条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

第五十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、二十万円以下の罰金に処する。

一 第十条第一項又は第二項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二 第二十九条第一項後段の規定による通知を

しなかった者

三 第三十一条の規定に違反して技術管理者を選任しなかった者

四 第三十七条第一項又は第四十二条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

五 第三十七条第一項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

六 第四十三条第一項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

第五十二条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、第四十八条から前条までの違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

第五十三条 次の各号のいずれかに該当する者は、十万円以下の過料に処する。

一 第十八条第一項の規定に違反して、記録を作成せず、若しくは虚偽の記録を作成し、又は記録を保存しなかった者

二 第二十七条第一項の規定による届出を怠った者

三 第三十三条の規定による標識を掲げない者

四 第三十四条の規定に違反して、帳簿を備えず、帳簿に記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかった者

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第五章、第四十八条、第五十条第二号、第五十一条第一号、第三号、第四号及び第五号並びに第五十三条第二号から第四号までの規定

二 第三章、第四章、第三十八條から第四十三條まで、第四十九條、第五十條第一号、第五十一條第一号、第四号(第四十二條に係る部分に限る。)及び第六号並びに第五十三條第一号の規定 公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日

三 附則第五條の規定 公布の日

(対象建設工事に関する経過措置)
第二条 第三章、第四章及び第三十八條から第四十三條までの規定は、これらの規定の施行前に締結された請負契約に係る対象建設工事又はこれらの規定の施行の際既に着手している対象建設工事については、適用しない。

(解体工事業に係る経過措置)
第三条 第五章の規定の施行の際現に解体工事業を営んでいる者(第二十一條第一項に規定する許可を受けている者を除く。)は、同章の規定の施行の日から六月間(当該期間内に第二十四條第一項の規定による登録の拒否の処分があったとき、又は第二十一條第一項に規定する許可を受けたときは、当該処分の日又は当該許可を受けた日までの間)は、同項の登録を受けなくても、引き続き当該営業を営むことができる。その者がその期間内に当該登録の申請をした場合において、その期間を経過したときは、その申請について登録又は登録の拒否の処分があるまでの間も、同様とする。

2 前項の規定により引き続き解体工事業を営むことができる場合においては、その者を当該業を行おうとする区域を管轄する都道府県知事の登録を受けた解体工事業者とみなして、第二十九條から第三十二條まで、第三十四條、第三十五條第一項(登録の取消しに係る部分を除く。)及び第二項並びに第三十七條の規定(これらの規定に係る罰則を含む。)を適用する。この場合において、第二十九條第一項中「第二十一條第二項若しくは第二十七條第二項の規定により登録が効力を失ったとき、又は第三十五條第一項の規定により登録を取り消されたとき」とあるのは、この章の規定の施行の日から六月間(当該期間内に第二十四條第一項の規定による登録の拒否の処分があったときは、その日までの間)が経過したときは、登録がその効力を失う前とあるのは、当該期間が経過する前と、「登録がその効力を失った後」とあるのは、当該期間が経過した後とする。

第四条 政府は、附則第一條第二号に規定する規定の施行後五年を経過した場合において、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(中央省庁等改革関係法施行法の一部改正)
第五条 中央省庁等改革関係法施行法(平成十一年法律第六十号)の一部を次のように改正する。

第三十條の次に次の一條を加える。

(建設工事業に係る資材の再資源化等に関する法律の一部改正)
第三十條の二 建設工事業に係る資材の再資源化等に関する法律(平成十二年法律第号)の一部を次のように改正する。

第四十四條第一項第一号中「建設大臣、厚生大臣を、国土交通大臣、環境大臣に、」
「通商産業大臣、運輸大臣及び環境庁長官を、」
「及び経済産業大臣」に改め、同項第二号中「建設大臣を、国土交通大臣」に改め、同條第二項中「建設大臣を、国土交通大臣」に、「厚生大臣を、環境大臣」に改める。

(建設省設置法の一部改正)
第六條 建設省設置法(昭和二十三年法律第百十三号)の一部を次のように改正する。

第三條第五十三号の二中「及び産業廃棄物の処理に係る特定施設の整備の促進に関する法律(平成四年法律第六十二号)」を、「産業廃棄物の処理に係る特定施設の整備の促進に関する法律(平成四年法律第六十二号)及び建設工事業に係る資材の再資源化等に関する法律(平成十二年法律第号)」に改める。

(厚生省設置法の一部改正)
第七條 厚生省設置法(昭和二十四年法律第百五十一号)の一部を次のように改正する。

第五條第二十八号中「及び特定家庭用機器再商品化法(平成十年法律第九十七号)」を、「特定家庭用機器再商品化法(平成十年法律第九十七号)及び建設工事業に係る資材の再資源化等に関する法律(平成十二年法律第号)」に改める。

第六條中第二十七号の六を第二十七号の七とし、第二十七号の五を第二十七号の六とし、第二十七号の四の次に次の一号を加える。

二十七の五 建設工事業に係る資材の再資源化等に関する法律の定めるところにより、基本方針を定めること。

(運輸省設置法の一部改正)
第八條 運輸省設置法(昭和二十四年法律第百五十七号)の一部を次のように改正する。

第三條の二第二項第十一号の三の次に次の一号を加える。

十一の四 建設工事業に係る資材の再資源化等に関する法律(平成十二年法律第号)の施行に関すること。

(通商産業省設置法の一部改正)
第九條 通商産業省設置法(昭和二十七年法律第二百七十五号)の一部を次のように改正する。

第四條第七十五号の次に次の一号を加える。

七十五の二 建設工事業に係る資材の再資源化等に関する法律(平成十二年法律第号)の施行に関すること。

と。